

別表 2

				月 日 時現在				
災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因				
災害発生場所								
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名			
	職・氏名				職・氏名			
	受信日時				月 日 時 分			
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年令、原因は、別紙で整理報告	⑤ 土木被害	河川	箇所		
	うち災害関連死者	人			海岸	箇所		
	行方不明	人			砂防設備	箇所		
	重傷	人			地すべり	箇所		
	軽傷	人			急傾斜地	箇所		
	計	人			道路	箇所		
② 住家被害	全壊	棟		市町村工事	橋梁	箇所		
		世帯						
		人						
	半壊	棟				小計	箇所	
		世帯				河川	箇所	
		人				道路	箇所	
	一部破損	棟				橋梁	箇所	
		世帯				小計	箇所	
		人				港湾	箇所	
	床上浸水	棟				漁港	箇所	
		世帯				下水道	箇所	
		人				公園	箇所	
床下浸水	棟		崖くずれ	箇所				
	世帯		計	箇所				
	人		⑥ 水産被害	漁船	沈没流出 隻			
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	破損	隻			
		その他	棟	計	隻			
	半壊	公共建物	棟	漁港施設	箇所			
		その他	棟	共同利用施設	箇所			
	計	公共建物	棟	その他施設	箇所			
		その他	棟	漁具(網)	件			
④ 農業被害	農地	田	流出埋没	ha	⑦ 林業被害	林地	箇所	
			冠水	ha		道有林	治山施設	箇所
		畑	流出埋没	ha		林道	箇所	
			冠水	ha		林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他		箇所		
		畑	ha	小計		箇所		
	農業用施設	箇所		一般民有林		林地	箇所	
	共同利用施設	箇所		治山施設		箇所		
	営農施設	箇所		林道		箇所		
	畜産被害	箇所		林産物		箇所		
	その他	箇所		その他		箇所		
	計			小計		箇所		
計			計	箇所				

別表3

## 被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名						令和 年 月 日 時現在					
石狩振興局											
項目			件数等	被害金額(千円)		項目			件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、別紙で整理報告		⑤ 土木被害	河川	箇所			
	うち災害関連死者	人					海岸	箇所			
	行方不明	人					砂防設備	箇所			
	重傷	人					地すべり	箇所			
	軽傷	人					急傾斜地	箇所			
	計	人					道路	箇所			
② 住家被害	全壊	棟		市町村工事	橋梁	箇所					
		世帯				箇所					
		人				箇所					
	半壊	棟			小計	箇所					
		世帯			河川	箇所					
		人			道路	箇所					
	一部破損	棟			橋梁	箇所					
		世帯			小計	箇所					
		人				箇所					
	床上浸水	棟			港湾	箇所					
		世帯			漁港	箇所					
		人			下水道	箇所					
床下浸水	棟		公園	箇所							
	世帯		崖くずれ	箇所							
	人		計	箇所							
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑥ 水産被害	漁船	隻				
		その他	棟			沈没流出	隻				
	半壊	公共建物	棟			破損	隻				
		その他	棟			計	隻				
	計	公共建物	棟			漁港施設	箇所				
		その他	棟			共同利用施設	箇所				
④ 農業被害	農地	田	流出	ha	⑦ 林業被害	林地	箇所				
			埋没	ha			箇所				
		畑	冠水	ha			治山施設	箇所			
			流出	ha			林道	箇所			
	農作物	田	埋没	ha			林産物	箇所			
			冠水	ha			その他	箇所			
	農業用施設	畑	ha				小計	箇所			
			ha				一般民有林	箇所			
		農業用施設	箇所				林地	箇所			
		共同利用施設	箇所				治山施設	箇所			
		営農施設	箇所				林道	箇所			
		畜産被害	箇所				林産物	箇所			
その他		箇所			その他	箇所					
計				小計	箇所						
				計	箇所						

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水道	箇所			⑪ 社会教育施設 被害	箇所			
	病院	公立	箇所			⑫ 社会福祉施設 等被害	公立	箇所	
		個人	箇所				法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物 処理	箇所		計	箇所			
		し尿処理	箇所						
	火葬場	箇所			⑬ その他	鉄道不通	箇所		—
計	箇所			鉄道施設		箇所			
⑨ 商工被害	商業	件				被害船舶(漁 船除く)	隻		
	工業	件				空港	箇所		
	その他	件				水道	戸		—
	計	件				電話	回線		—
						電気	戸		—
⑩ 施設被害	小学校	箇所				ガス	戸		—
	中学校	箇所				ブロック塀等	箇所		—
	高校	箇所				都市施設	箇所		
	その他文教 施設	箇所							
	計	箇所							
公共施設被害市町 村数	団体			被害総額					
り災世帯数	世帯			火災 発生	建物	件			
り災者数	人				危険物	件			
消防職員出動延人数	人				その他	件			
災害対策本部 の設置	道(総合振興局又は振興局)			消防団員出動延人数	人				
災害救 助法適 応市町 村名	市町村名	名称		設置日時		廃止日時			
補足資料(※別葉で報告)									
○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の発令状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul>									

## 被害状況判定基準

被害区分	判定基準	
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 取扱等については死者欄の「(2)」「(3)」を参照
	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の「(2)」「(3)」を参照
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の「(2)」「(3)」を参照
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分	判定基準
③ 非住家 被害	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農業 被害	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	<p>農作物</p> <p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	<p>農業用施設</p> <p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	<p>共同利用施設</p> <p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	<p>営農施設</p> <p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	<p>畜産被害</p> <p>施設以外の畜産被害で家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	<p>その他</p> <p>上記以外の農業被害、家畜、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。</p>
⑤ 土木 被害	<p>河川</p> <p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	<p>海岸</p> <p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	<p>砂防設備</p> <p>砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	<p>地すべり防止施設</p> <p>地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	<p>急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	<p>道路</p> <p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	<p>橋梁</p> <p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分	判定基準	
⑤ 土木被害	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判定基準
⑨ 商 工 被 害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公 立 文 教 施 設 被 害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社 会 教 育 施 設 被 害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社 会 福 祉 施 設 等 被 害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運航が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

### 第3章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するために災害対策石狩地方本部(地方連絡本部)又は関係機関が行う災害応急対策業務は、おおむね次のとおりとする。

#### ※ 共通事項

担当	業務内容
危機対策室	1 災害情報の収集に関すること。

#### 第1節 災害広報・情報提供計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 報道機関、住民等に対する災害情報の提供及び広報活動の実施に関すること。 2 災害報道記事及び写真の収集に関すること。 3 安否情報の照会に関すること。
関係各課	1 災害情報及び被害状況等の収集・整理を行い、災害広報情報として地域政策課へ提供すること。 2 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する情報を地域政策課へ提供すること。

#### 第2節 避難対策計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 災害対策基本法第60条第4項の規定に基づく市町村長の避難指示等の報告の受理に関すること。 2 災害対策基本法第60条第6項の規定に基づく市町村長の避難指示等の知事による代行に関すること。 3 災害対策基本法第61条の2の規定に基づく市町村の避難指示等に伴う所掌事務に係る助言に関すること。 4 広域災害で大規模な避難、立退移送を要し、市町村において措置できないときの支援に関すること。 5 市町村から避難者移送に関し応援要請があった場合における関係機関に対する要請等に関すること。
総務課	1 道有施設の緊急利用に関すること。
保健行政室・ 千歳地域保健室 企画総務課	1 災害救助法が適用された場合の避難所設置についての支援に関すること。
社会福祉課	1 社会福祉施設等の状況の把握に関すること。
建設指導課	1 応急仮設住宅の建設に係る技術指導、被災者に対する公営住宅、民間賃貸住宅の情報提供に関すること。
空知総合振興局 札幌建設管理部	1 災害対策基本法第61条の2の規定に基づく市町村の避難指示等に伴う所掌事務に係る技術的に可能な範囲での助言に関すること。

### 第3節 応急措置実施計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 災害情報・被害状況の取りまとめに関する事。 2 災害対策地方本部（又は地方連絡本部）の設置・運営に関する事。 3 地方本部員会議の開催に関する事。 4 応急措置の実施に係る各班との連絡調整に関する事。 5 災害対策基本法第 68 条の規定に基づく市町村長からの要請に応じた知事の応援又は災害応急対策の実施に関する事。 6 災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づく知事の従事命令、協力命令、保管命令等に関する事。 7 災害対策基本法第 72 条の規定に基づく知事の応急措置の実施についての指示等に関する事。 8 災害対策基本法第 73 条の規定に基づく知事による市町村長の応急措置の代行に関する事。
総務課	1 被災地視察及び災害見舞いに関する事。 2 庁用自動車の運行に関する事。 3 道職員及びその家族の安否確認及びり災状況調査に関する事。
保健行政室企画 総務課	1 災害救助法に基づく応急救助に関する事。 2 災害救助法に基づく従事命令等の行使に関する事。
関係各課	1 災害対策基本法第 70 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく応急措置の実施等に関する事。

#### 1 災害対策基本法に基づく応急措置

##### ア 応急措置の実施

振興局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、関係法令及び北海道地域防災計画の定めるところに基づき、その所掌事務について速やかに応急措置を実施し、必要があるときは道の委員会及び関係機関等に応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。

##### イ 従事命令等

振興局長が次の（ア）から（カ）までの事項について応急措置を実施するため特に必要と認める場合において、災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づく従事命令等を発し、施設、物資等を管理し、使用し、若しくは収用し、又は立入検査させ、又は報告を求めるときの手続等は別表のとおりである。

なお、これらの処分を行う場合においては、協力命令を発する場合を除き、実費を弁償し又はこれらの処分により通常生ずべき損失を補償するものとされている。

- (ア) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育
- (イ) 施設及び設備の応急の復旧
- (ウ) 清掃・防疫その他の保健衛生
- (エ) 犯罪の予防・交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (オ) 緊急輸送の確保
- (カ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

別表  
従事命令等の実施手続

命令の種類	権限の内容	対象	手続	関係条文
従事命令	災害応急措置に関する業務に従事させること	(1) 医師・歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工・左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者	公用令書(別表第1号様式)の交付	基本法第71条第1項 第50条第1項 救助法第24条 救助法施行令第10条
協力命令	災害応急措置に関する業務に協力させること	応急措置を要する者及びその近隣の者	公用令書(別表第1号様式)の交付	基本法第71条第1項 第50条第1項 救助法第25条
保管命令	保管させること	物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資	公用令書(別表第2号様式)の交付	基本法第71条第1項 第50条第1項 救助法第26条
管理	管理すること	病院、診療所、助産所、旅館又は飲食店	公用令書(別表第3号様式)の交付	基本法第71条第1項 第50条第1項 救助法第26条 救助法施行令第12条
使用	使用すること	土地、家屋又は物資	公用令書(別表第3号様式)の交付	基本法第71条第1項 第50条第1項 救助法第26条
収用	収用すること	物資	公用令書(別表第3号様式)の交付	基本法第71条第1項 第50条第1項 救助法第26条
立入検査	職員に立入検査をさせること	施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所若しくは物資を保管させた場所	①管理者に対する事前通知 ②防災立入検査証(別表第6号様式)の携帯(請求により提示)	基本法第71条第1項 第50条第1項 救助法第27条
報告要求	必要な報告を取ることを要求すること	物資を保管させた者		基本法第71条第1項 第50条第1項 救助法第27条

(注) 公用令書に係る処分を変更し、又は取消す場合の手続は、それぞれ公用変更令書(別表第4号様式)又は公用取消令書(別表第5号様式)を交付して行う。

別表第 1 号様式

従事第 号  
公用令書

住所  
氏名

災害対策基本法第 7 1 条の規定に基づき、次のとおり

従事  
協力を命ずる。

年 月 日

処分権者 北海道知事 印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

(備考)用紙は、日本産業規格 A 5 とする。

別表第2号様式

保管第 号  
公用令書

住所  
氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年 月 日

処分権者 北海道知事 印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

別表第3号様式

管理第 号  
公用令書

住所  
氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり

土地 管理  
家屋 を 使用 する。  
施設 収用  
物資

年 月 日

処分権者 北海道知事 印

名称	数量	所在場所	範囲期間	引渡月日	引渡場所	備考

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

変更第 号  
公用令書

住所  
氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書( 年 月 日第 号)にかかる処分を  
次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 北海道知事 印

変更した処分の内容

(備考)用紙は、日本産業規格A5とする。

別表第5号様式

取消第 号 公用取消令書	住所 氏名
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書( 年 月 日第 号)にかかる処分を取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者 北海道知事 印	
(備考)用紙は、日本産業規格A5とする。	

別表第6号様式  
(表)

No.	防 災 立 入 検 査 票
所属 職名 氏名	年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
年 月 日交付	北海道知事 印 交付責任者 印

9 c m

6 c m

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

第4節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 天災、地変その他の災害に際し、人命又は保護するために必要がある場合 においての自衛隊の派遣の要請に関すること。 2 市町村の行う派遣部隊の受け入れについて、必要に応じて使用する施設、 場所等の調整に関すること。 3 自衛隊との情報収集、連絡体制の確立に関すること。

1 要請先

指定部隊等	担当部課	所在地	電話番号	担当地域
陸上自衛隊第7師団	第3部防衛班	千歳市祝梅 1016	0123-23-5131 (内線 2275) (当直 2208)	千歳市、恵庭市 北広島市
陸上自衛隊第11旅団	第3部防衛班	札幌市南区真駒内 17	011-581-3191 (内線 2134) (内線 2300)	札幌市、江別市 新篠津村
陸上自衛隊第10即応 機動連隊	第3科	滝川市泉町 236	0125-22-2141 (内線 230) (当直 302)	石狩市、当別町

2 要請手続等

- (1) 市町村長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって振興局長に要求するものとする。  
 また緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする
  - ① 災害の状況及び自衛隊の派遣を要請する事由
  - ② 派遣を希望する期間
  - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - ④ 派遣部隊が展開できる場所
  - ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- (2) 振興局長は、前項により派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は、別記様式1により速やかに要請するものとする。
- (3) 市町村長は、人命の緊急救助に関し、振興局長に要求するいとまがないとき又は通信の途絶等により、振興局長と自衛隊との連絡が不能である場合等については、直接、指定部隊の長に通知することができる。  
 ただし、この場合速やかに(1)の要領により依頼の手続きをするものとする。
- (4) 派遣を受けた部隊の撤収要請については、(1)、(2)に準じて行うものとし、振興局長は別記様式2により速やかに派遣撤収要請をするものとする。  
 この場合、撤収を要請する理由及び撤収要請日時を明らかにするものとする。
- (5) 自衛隊の災害派遣を要請した場合、振興局長は速やかに知事(総務部危機対策局危機対策課)に報告するものとする。  
 撤収要請を行った場合についても同様とする。

3 受入体制

市町村長等は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう市町村担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

4 知事の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣(参考)

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊を派遣する。

この場合、できるだけ早急に振興局長等に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切、かつ、効率的な救援活動を実施するように努める。

災害に際し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 振興局長等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- (3) 航空機・海難事故の発生を探知した場合又は、近傍等で災害発生時に際し、直ちに人命救助の措置を取る必要があると認められること。
- (4) その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

(別記様式1)

石危対第 号  
年 月 日

様

北海道知事

災害派遣の要請について  
標記の件について、次のとおり「  
で、自衛隊の災害派遣を要請します。

」のため緊急措置が必要なの

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(別記様式2)

石危対第 号  
年 月 日

様

北海道知事

災害派遣撤収要請について  
年 月 日付け石地政第 号をもって要請した災害派遣については、「  
」の  
で、次の日時をもって撤収要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

## 第5節 広域応援・受援計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく 広域 応援対策の実施に関すること。 2 災害時における市町村への派遣に関すること。

## 第6節 航空機及び無人航空機活用計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 北海道消防防災ヘリコプターの活用に関すること。 2 関係機関の活動状況の情報収集に関すること。

消防防災ヘリコプターの運航要請については、次に定めるところによる。

### 1 運航要請の要件

消防防災ヘリコプターは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」及び「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」の定めるところにより運航されるが、災害が発生した場合の緊急運航は次の要件に該当 する場合に行われる。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

### 2 要請方法

市町村から道総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に対する要請は、電話により 次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請については、5の要請手続となる。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

### 3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

〒007-0852 札幌市東区栄町964番地(陸上自衛隊丘珠駐屯地内)

TEL 011-782-3233 FAX 011-782-3234

北海道総合行政情報通信ネットワーク局番 6-210-39-897, 898

### 4 航空機の活動内容

消防防災ヘリコプターは次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運航する。

- (1) 災害応急対策活動
  - ① 被災状況の調査などの情報収集活動
  - ② 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急・救助活動
  - ① 傷病者、医師等の搬送
  - ② 被災者の救助・救出
- (3) 救助活動
  - ① 空中消火
  - ② 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他  
航空機の活用が有効と認められる場合

## 5 救急患者の緊急輸送手続等

### (1) 依頼病院等

- ① 救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ航空室に連絡する。  
この場合における連絡は、別に定める「救急患者の緊急搬送情報伝達票(様式第1号)」(以下「伝達票」という。)によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。
- ② 航空室に連絡をした後、当該市町村(消防一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請する。
- ③ 市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡する。

### (2) 市町村等

- ① 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後振興局へその旨を連絡する。  
なお、消防防災ヘリコプターが運航する場合にあつては、所管警察署へその旨を連絡する。  
要請は、電話により行うとともに、伝達票でファクシミリを使用して行う。
- ② 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行う。
- ③ ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行う。
- ④ 航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡する。

### (3) 航空室

- ① 依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始する。
- ② 市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、振興局にその旨を連絡する。  
また、北海道警察本部(航空隊)、札幌市(消防局)、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し必要な情報を提供するとともに、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、上記機関に対しヘリコプターの出動を要請する。
- ③ 給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行う。

### (4) 付添人の搭乗

- ① 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができる。  
この場合において、付添人はあらかじめ「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に定める誓約書(様式第2号)を機長に提出するものとする。  
これらの場合における要請は、電話により行うとともに、伝達票でファクシミリを使用して行う。
- ② 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行う。
- ③ ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行う。
- ④ 航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡する。

### (3) 航空室

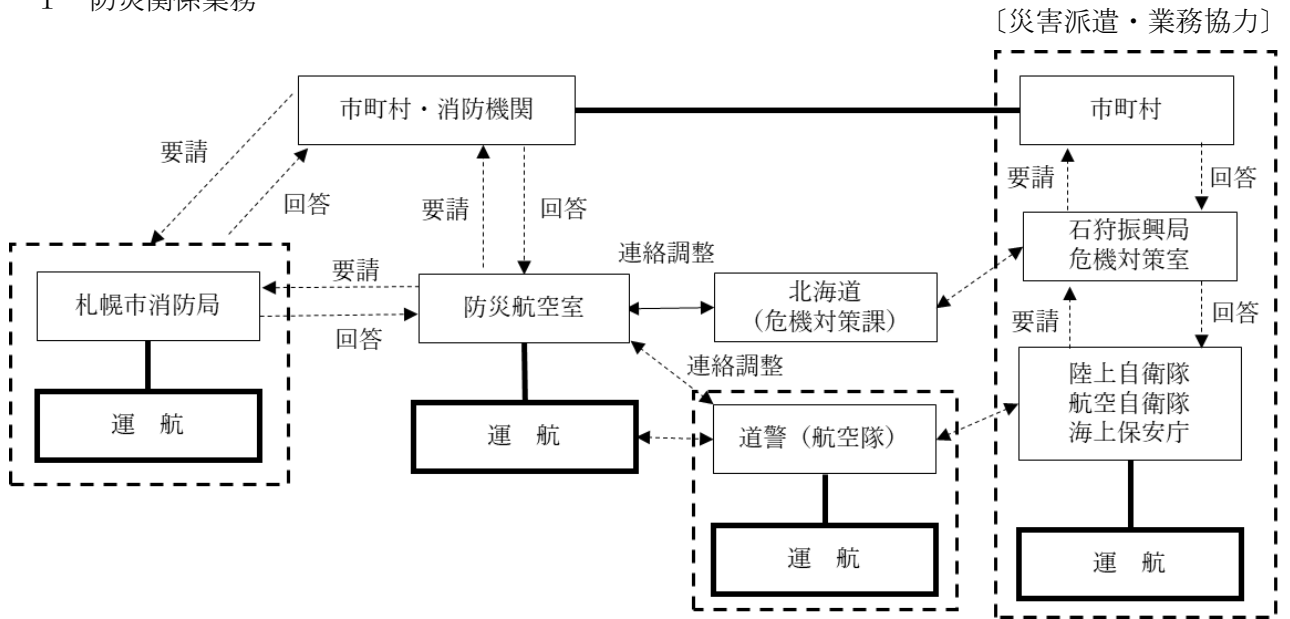
- ① 依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始する。
- ② 市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、危機対策課にその旨を連絡する。  
また、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察(航空隊)、札幌市(消防局)、陸上自衛隊北部方面航空総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するとともに上記機関に対しヘリコプターの出動を要請する。

### (4) 付添人の搭乗

- ① 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができる。  
この場合において、付添人はあらかじめ「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に定める誓約書(様式第2号)を機長に提出するものとする。

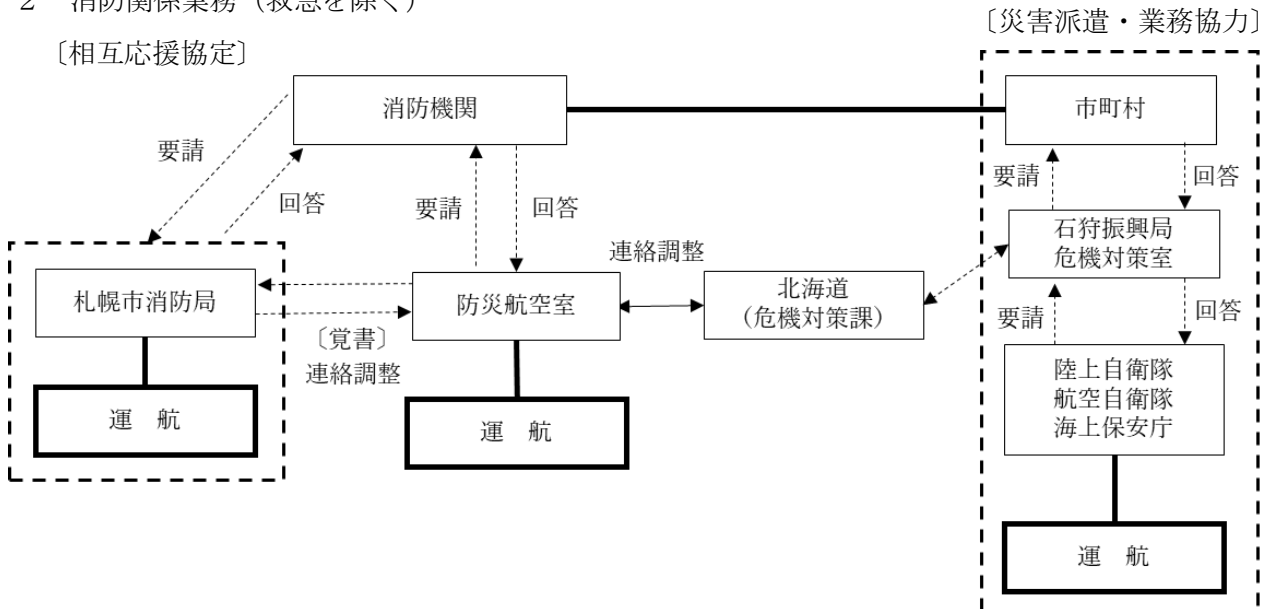
<消防防災ヘリコプターの運行航系統>

1 防災関係業務

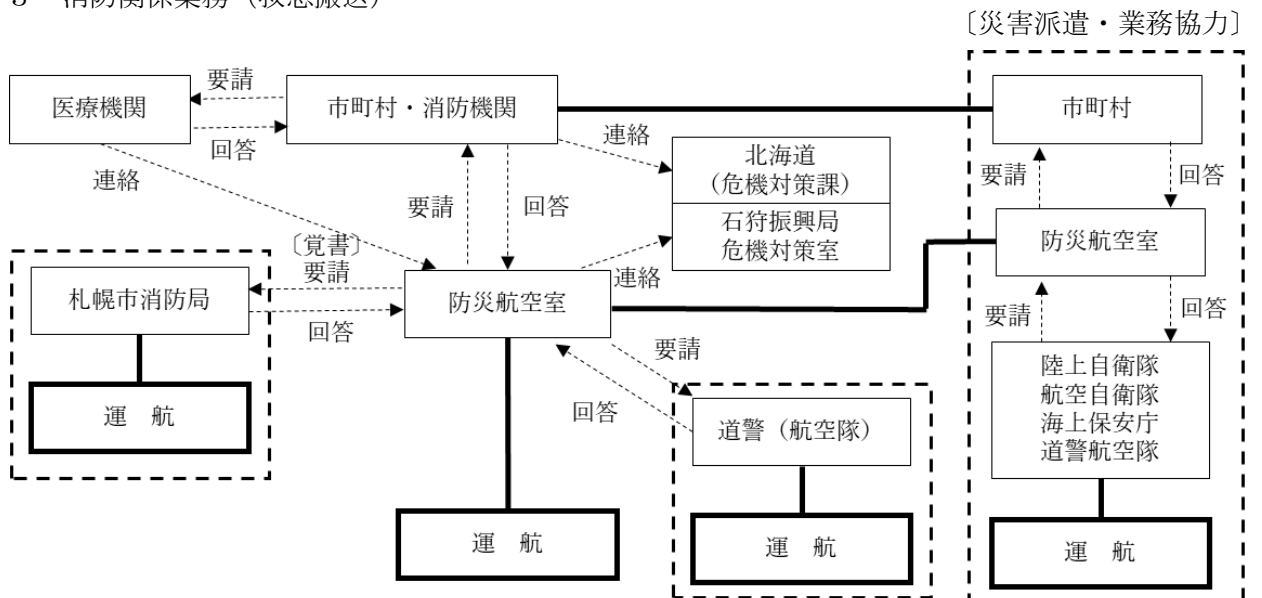


2 消防関係業務（救急を除く）

[相互応援協定]



3 消防関係業務（救急搬送）



北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：令和 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先		TEL			FAX		
災害の状況・派遣理由	寛 知	令和 年 月 日 時 分							
	災害発生日時	令和 年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況		離着陸場名							
		特記事項		証明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか					
必要とする資機材				現地での資機材確保状況					
				特記事項					
傷病者の搬送先				救急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況		他に応援要請している機関名							
		現場付近で活動中の航空機の状況							
現地最高指揮者		(機関名)			(職・氏名)				
無線連絡方法					(周波数)			H z	
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

要 請 年 月 日	令和 年 月 日	時 分
1 要請市町村名	電話	F A X
担当者 課名	職名	氏名
2 依頼病院名	電話	
所在地		
担当者 (医師名)	医師	氏名
3 受入れ医療機関名		
所在地		
電 話	F A X	
受入れ医療機関の了承	有 ・ 無	
4 患者氏名	生年月日 年 月 日生 歳 男・女	体重 k g 職業
ふりがな		
住 所		
ふりがな		
病 名	現状	
経過		
5 付添搭乗者 (医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入れ医療機関)		
氏名	医 師	年令 歳 体重 kg
	看護師	年令 歳 体重 kg
	付添人 続柄	年令 歳 体重 kg
6 運航上の必要事項		
(1) 患者に装備されている医療機器の状況		
①点滴 (規格 × 、重量 g)	②保育器 (規格 × × H W L 、重量 g)	
③酸素吸入器 (規格 × 、重量 g)		
④その他 (名称 × 、規格 × 、重量 g)		
(2) 積載される機器の種類、重量、規格		
①依 頼 病 院	kg	kg kg
②受入れ医療機関	kg	kg kg
現地 離着 陸場	メモ	

注1) 市町村は、No.1～No.6の項目を記載のうえ要請すること。

救急患者の緊急搬送処理票 (北海道防災航空室)

※確認事項 気象・丘珠空港・着陸地 (管制・CAB・空港施設)・救急車 (現地・到着地)・給油				
7	フライト決定	令和 年 月 日 時 分	運航機関名	機種
8	ヘリコプター等のフライト決定通知 防災航空室から市町村 令和 年 月 日 時 分 【伝達方法 : 電話 (伝達先氏名 ) ・ FAX】			
9	ヘリコプター等のフライト情報の伝達			
◎	総括管理者 (危機対策課)	《TEL 231-4111 EX22-561》		
		《FAX 231-4314》		
◎	振興局 (電話伝達先氏名 )	《TEL》		
		《FAX》		
◎	道警察航空隊 (電話伝達先氏名 )	《TEL 251-0110 EX753222》		
		《FAX 781-4944》		
◎	札幌消防航空隊 (電話伝達先氏名 )	《TEL 784-0119》		
		《FAX 784-0290》		
◎	陸上自衛隊総監部運用室運用班 (電話伝達先氏名 )	《TEL 511-7116 EX2574》		
		《TEL 511-7116 EX2722》		
		《TEL 0123-23-3101 EX2231》		
◎	航空自衛隊第2航空団防衛班 (電話伝達先氏名 )	《FAX 0123-23-3101 EX2769》		
		《TEL 0134-27-6171 EX282》		
◎	第一管区海上保安本部救難課 (電話伝達先氏名 )	《FAX 0134-27-6187》		
10	ヘリコプター等の発着時刻			
	救急車		ヘリコプター	
	場所	時刻	場所	時刻
			(丘珠)	(発)
現地	(病院等)	(発) :	給油	(着) :
	(ヘリポート)	(着) :	(現地)	(発) :
目的地	(ヘリポート)	(発) :	(現地)	(着) :
	(病院等)	(着) :	(目的地)	(発) :
時刻：上段・予定時刻、下段・実時刻				
メモ				

注2) 防災航空室及び市町村は、フライト決定後、No.7以降の欄に処理内容を記載すること。

令和 年 月 日
北海道総務部危機管理監様
住所 氏名  印
誓約書
私は、このたびあなたの管理する航空機に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。
記
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用目的以外の要求はいたしません。</li> <li>2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟等はいたしません。</li> <li>3 その他搭乗に際してはすべてあなたの指示に従います。</li> </ol>

第7節 救助救出計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 市町村、警察等、救助実施機関及び実施機関相互の連絡調整を行うとともに、必要に応じ自衛隊等防災関係機関の要請に関する事。
保健行政室・千歳地域保健室企画総務課	1 災害救助法が適用された場合の被災者の救出に係る支援に関する事。

第8節 医療救護計画

担当	業務内容
保健行政室・千歳地域保健室企画総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災市町村の医療及び助産活動の支援に係る関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>2 災害救助法が適用された場合の医療及び助産の実施に関する事。</li> <li>3 避難所の設置が長期間にわたる場合の避難所の救護センターの併設に関する事。</li> <li>4 道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣するとともに、必要に応じて災害拠点病院及び協力機関等に救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請に関する事。</li> <li>5 必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣要請及び調整に関する事。</li> <li>6 医薬品、衛生材料及び医療器具のあっせん、確保に関する事。</li> </ol>
保健行政室・千歳地域保健室健康推進課	1 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導の実施に関する事。

第9節 防疫計画

担当	業務内容
農務課 石狩家畜保健衛生所	1 家畜防疫対策に関する事。
保健行政室・千歳地域保健室健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するための感染症法に基づく防疫措置の実施に関する事。</li> <li>2 市町村が実施する防疫に関する業務の指導・支援及びその総合調整に関する事。</li> <li>3 検病調査等に係る検病調査班の編成に関する事。</li> <li>4 感染症予防上、市町村における災害の規模、態様に応じた各種指示・命令に関する事。</li> <li>5 感染症予防上の予防接種の実施に関する事。</li> <li>6 避難所等の清潔方法の指導に関する事。</li> </ol>

#### 第10節 災害警備計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	※ 共通事項による。

#### 第11節 交通応急対策計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 災害時における交通確保についての関係機関との連絡調整に関する事 2 応急対策に必要な物資に係る輸送等の緊急通行車両の確認に関する事
商工労働観光課	1 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、市町村等からの要請があった場合のあっせん及び調達に関する事
空知総合振興局 札幌建設管理部	1 道道及び道河川に係る実態の把握、応急対策及び交通の確保に関する事 2 国の道路管理者や河川管理者との連絡調整に関する事

#### 第12節 輸送計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送等のため必要な場合における関係機関に対する輸送の協力要請に関する事
保健行政室・千歳地域保健室企画総務課	1 災害救助法が適用された場合の輸送等の維持、確保に関する事
空知総合振興局 札幌建設管理部	1 道道及び道河川の被害状況の把握、応急対策の実施並びに輸送路の確保に関する事

#### 第13節 食料供給計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 食料の供給を必要とする被災市町村の実態を把握し、その対策についての関係機関との連絡調整に関する事
商工労働観光課	1 市町村での調達が困難な場合における調味料、副食等のあっせんに関する事
農務課	1 被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する主要食料の確保及びあっせんの内、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく災害救助法上の米穀の引渡しに関する事
保健行政室・千歳地域保健室企画総務課	1 災害救助法が適用された場合の食品の給与及び応急炊き出しの実施に係る支援に関する事

#### 第14節 給水計画

担当	業務内容
保健行政室、千歳地域保健室企画総務課	1 給水施設の被害状況を把握し、他関係機関との連絡調整に関する事 2 復旧資機材のあっせん、給水開始の指導に関する事

#### 第15節 衣料、生活必需物資供給計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 衣料・生活必需物資の供給を必要とする市町村の実態を把握し、その対策についての関係機関との連絡調整に関する事
商工労働観光課	1 市町村長の要請に基づく生活必需物資のあっせんに関する事
保健行政室・千歳地域保健室企画総務課	1 災害救助法が適用された場合の衣料・寝具その他生活必需品の給与又は貸与についての指導に関する事
社会福祉課	1 日本赤十字社に対する災害救助物資の配分要請に係る支援に関する事
環境生活課	1 関係機関と連携し、生活必需品に係る物価の監視とその結果の公表に関する事

#### 第 16 節 石油類燃料供給計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 災害時における石油類燃料についての市町等からの情報収集に関すること。(商工労働観光課との情報共有を含む)
商工労働観光課	1 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に関すること。 2 災害時における石油類燃料についての市町村長等からの要請に基づくあつせん及び調達に関すること。(危機対策室との情報共有を含む)

#### 第 17 節 電力施設災害応急計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 停電情報の収集・応急対策の連絡調整に関すること。(商工労働観光課との情報共有含む)
商工労働観光課	1 電力施設の被災状況調査及び復旧対策の連絡調整に関すること。(危機対策室との情報共有含む)

#### 第 18 節 ガス施設災害応急計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 ガス関係(都市ガス・LPGガス)に係る供給停止等の情報収集及び応急対策の連絡調整に関すること。(商工労働観光課との情報共有含む)
商工労働観光課	1 ガス関係(都市ガス・LPGガス)に係る被害状況調査及び復旧対策の連絡調整に関すること。(危機対策室との情報共有含む)

#### 第 19 節 上下水道施設対策計画

担当	業務内容
保健行政室・千歳地域 保健室生活衛生課	1 上水道、簡易水道、水道用水供給事業の被害調査及び応急復旧対策の指導に関すること。
空知総合振興局 札幌建設管理部	1 下水道の被害調査及び応急復旧対策の指導に関すること。

#### 第 20 節 応急土木対策計画

担当	業務内容
整備課	1 農地、農業用施設及び保全施設の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。
空知総合振興局 札幌建設管理部	1 所管する道路、河川及び海岸などに係る応急対策及び応急復旧対策の実施に関すること。 2 被災市町村の土木施設の応急復旧対策に係る技術指導に関すること。 3 建設業協会との協定に基づく関係事業者への協力要請に関すること。 4 漁港等の施設に関する応急等災害復旧に関すること。
林務課・森林室	1 所管する林道、治山施設に係る応急対策及び応急復旧対策の実施に関すること。
水産課	1 漁港等の施設に関する応急等災害復旧に関すること。

#### 第 21 節 被災宅地安全対策計画

担当	業務内容
建設指導課	1 市町村からの支援要請を受けた場合の都市計画課(本庁)及び要請市町村との連絡調整に関すること。

## 第 22 節 住宅対策計画

担当	業務内容
林務課	1 建築資材等のあっせん、調達に関する事。
保健行政室・千歳地域保健室企画総務課	1 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）についての指導及び被災住宅の応急修理の援助指導に関する事。
建設指導課	1 住宅対策を必要とする市町村の実態を把握、関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害公営住宅の建設、補修に関する事。 3 建築基準法による建築制限、確認手数料の減免措置に関する事。 4 災害住宅融資の調整及び指導に関する事。 5 応急仮設住宅の建設に係る技術指導、被災者に対する公営住宅、民間賃貸住宅の情報提供に関する事。
札幌高等技術専門学校	1 被災市町村の住宅復旧の協力に関する事。

## 第 23 節 被災建築物安全対策計画

担当	業務内容
環境生活課	1 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル」に基づく対策の指導等に関する事。
建設指導課	1 「北海道震災建築物応急危険度要綱」に基づく被災建築物の応急危険度判定活動に関する事。

## 第 24 節 障害物除去計画

担当	業務内容
空知総合振興局 札幌建設管理部	1 管理する道路、河川及び海岸の障害物の除去に関する事。

## 第 25 節 文教対策計画

担当	業務内容
保健行政室・千歳地域保健室企画総務課	1 災害救助法が適用された場合の学用品の供与に関する事。
石狩教育局 企画総務課 道立学校運営支援室	1 学校被災状況の把握、関係機関との連絡調整に関する事。 2 学校施設の確保及び復旧対策に関する事。 3 教職員の確保に関する事。
石狩教育局 企画総務課 教育支援課 道立学校運営支援室	1 災害時における各学校での職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等の体制整備に関する事。 2 授業料等の減免、修学制度の活用援助に関する事。
石狩教育局 教育支援課 道立学校運営支援室	1 児童生徒等の安全確保に関する事。 2 特別教育計画に基づく授業の確保に関する事。 3 給食施設が被災した場合の学校給食等の措置に関する事。 4 学校が、り災者収容施設として使用される場合の衛生管理対策に関する事。 5 文化財の保全及び復旧に関する事。

## 第 26 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

担当	業務内容
保健行政室・千歳地域保健室企画総務課	1 災害救助法が適用された場合の行方不明者の捜索及び遺体の処理、埋葬の実施に係る支援に関する事。 2 災害救助法が適用された場合の遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案について、日赤北海道支部との調整に関する事。

### 第 27 節 家庭動物等対策計画

担当	業務内容
環境生活課	1 市町村が行う被災地の家庭動物等の取扱いに係る助言に関する事。 2 市町村から応援要請のあった家庭動物等の保護・収容に関する人員の派遣、資機材のあっせん等に関する事。(本庁への経由事務) 3 住民等に対する逸走犬等の収容についての周知に関する事。
農務課 石狩家畜保健衛生所	1 家畜の保護を実施する上での関係機関との協力に関する事。

### 第 28 節 応急飼料計画

担当	業務内容
農務課	1 市町村長の要請に基づき、応急飼料のあっせんの要請に関する事。

### 第 29 節 廃棄物処理等計画

担当	業務内容
環境生活課	1 市町村が行う被災地における廃棄物等の処理に係る指導・助言に関する事。 2 市町村長から廃棄物の処理に関する要請があった場合の必要な人員の派遣、資機材のあっせん等に関する事。(本庁への経由事務)

### 第 30 節 防災ボランティアとの連携計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 防災ボランティアの総合調整に関する事。
社会福祉課	1 各種ボランティアからの協力申し入れ等及びこれらの団体の円滑な活動に関し、関係機関・団体等との連絡調整に関する事。

### 第 31 節 労務供給計画

担当	業務内容
商工労働観光課	1 労務者を必要とする被災市町村の実態の把握や関係機関との連絡調整に関する事。 2 市町村長が災害応急対策の実施に必要な労務者を当該市町村を所轄する公共職業安定所長に求人申込する際の助言・指導を行う事。

### 第 32 節 職員応援派遣計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 災害応急対策又は災害復旧対策のため、必要がある場合における指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、内閣総理大臣又は他府県の知事等に対する職員の派遣又はあっせんの要請に関する事。
総務課	1 職員の派遣に関する事。

### 第 33 節 災害救助法の適用と実施

担当	業務内容
保健行政室・千歳地 域保健室企画総務課	1 応急救助計画の作成並びに実施に関する事。 2 災害救助法に基づく従事命令等の行使と公用令書の交付に関する事。 3 市町村における災害救助法に基づく応急救助の実施指導に関する事。

1 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	市町村・日赤道支部  市町村
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市町村
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村
医療	災害により医療の途を失った者	救護班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	市町村
学用品の給与	災害のため住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	市町村
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	市町村
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	市町村・日赤道支部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村

2 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行規則第12条によるものとする。

なお、災害救助法施行規則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

4 適用手続

(1) 市町村

① 市町村長は、当該市町村における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を振興局長に報告しなければならない。

② 災害の事態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市町村長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(2) 北海道

振興局長は、市町村長からの報告又は要請があった場合は、速やかに知事に報告する。

知事は振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、振興局長を経由して、当該市町村長に通知するものとする。

また、知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

〈手続系統図〉



市町村別災害救助法適用基準世帯数

適用基準				摘要
区分	人口(令和2年度国勢調査)	市町村単独の場合	被害が相当広範囲な場合(全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり12,000世帯以上の住家が消滅した場合等
市町村名	(人)	住家減失世帯数(世帯)		
札幌市	1,973,395	150	75	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。  1 住家被害の判定基準 滅失……全壊、全焼、流出 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。  半壊、半焼……2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損失割合で表し、20%以上50%未満のもの。  床上浸水……3世帯で滅失1世帯に換算 土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。  2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
中央区	248,680	100	50	
北区	289,323	100	50	
東区	265,379	100	50	
白石区	211,835	100	50	
豊平区	225,298	100	50	
南区	135,777	100	50	
西区	217,040	100	50	
厚別区	125,083	100	50	
手稲区	142,625	100	50	
清田区	112,355	100	50	
江別市	121,056	100	50	
千歳市	97,950	80	40	
恵庭市	70,331	80	40	
北広島市	58,171	80	40	
石狩市	56,869	80	40	
当別町	15,916	50	25	
新篠津村	3,044	30	15	

別表第5号様式

(表)

(裏)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">立 入 検 査 証 票</p> <p style="text-align: center;">職 氏名</p> <p>災害救助法第10条の規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">北 海 道 知 事</p> <p>印</p>	<p>災害救助法(抜粋)</p> <p>(都道府県知事の立入検査等)</p> <p>第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>3 第6条第3項から第5までの規定は、前2項の場合に準用する。 (指定行政機関の長等の立入検査等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>
---	--

縦 9センチメートル  
横 6センチメートル

第 号

## 公用令書

年 月 日

住所(所在地)  
氏名(法人その他の団体についてはその名称)

次のとおり保管を命ずる。

- 1 保管すべき物資の種類
- 2 保管すべき物資の数量
- 3 保管すべき物資の所在住所
- 4 保管の期間 年 月 日から  
年 月 日まで 日間
- 5 保管の場所

北海道知事 印

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事(厚生労働大臣)に異議申立て(審査請求)をすることができる。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による異議申立て(審査請求)をしたときは、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定(裁決)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(切り取り線)

第 号

## 受領証

年 月 日

北海道知事 様

住所(所在地)  
氏名(法人その他の団体についてはその名称)

次の令書を受領しました。

公用令書( 年 月 日交付)

第 号

# 変更 公用 令書 取消

年 月 日

年 月 日第 号により保管命令を次のとおり  
変更する。  
取り消す。

住所(所在地)  
氏名(法人その他の団体についてはその名称)

- 1 保管すべき物資の種類
- 2 保管すべき物資の数量
- 3 保管すべき物資の所在住所
- 4 保管の期間 年 月 日から  
年 月 日まで 日間
- 5 保管の場所

北海道知事 印

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事(厚生労働大臣)に異議申立て(審査請求)をすることができる。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による異議申立て(審査請求)をしたときは、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定(裁決)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(切り取り線)

第 号

# 受領証

年 月 日

北海道知事 様

住所(所在地)  
氏名(法人その他の団体についてはその名称)

次の令書を受領しました。

変更  
公用 令書( 年 月 日交付)  
取消

## 強制物件台帳

公用 令書 交付	年 月 日
第	号

所有者 住所(所在地)

氏名(法人その他の団体についてはその名称) 印

占有者 住所(所在地)

氏名(法人その他の団体についてはその名称) 印

保管すべき物資の種類、数量	
保管すべき物資の所在住所	
保管を命じた期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
保管を命じた場所	

損失補償の区分	金額	損失補償請求書	損失補償年月日	備考

(注) 収用、管理、使用の場合も上記に準ずる。

第 号

# 公用 令書 協力

住居又は就業の場所  
職業氏名

年 月 日生

従事  
上記の者は、次のとおり救助に することを命ずる。  
協力

従事 すべき救助業務	
協力	
従事 すべき場所	
協力	
従事 すべき期間	年 月 日から
協力	年 月 日まで 日間
出頭すべき日時及び場所	

年 月 日

北海道知事 印

(教示)

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事（厚生労働大臣）に異議申立て（審査請求）をすることができる。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立て（審査請求）をしたときは、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(切り取り線)

第 号

# 受領証

年 月 日

北海道知事 様

住居又は就業の場所  
職業氏名

印

次の令書を受領しました。

公用  
令書( 年 月 日交付)  
協力

前  
年 月 日 午 時 分  
後

(注)法人その他の団体の場合も、上記に準ずる。

第 号

# 公用取消令書

住居又は就業の場所  
職業氏名

年 月 日生

上記の者の 年 月 日第 号の従事命令を取り消す。

年 月 日

北海道知事 印

(切り取り線)

第 号

# 受領証

年 月 日

北海道知事 様

住居又は就業の場所  
職業氏名

印

次の令書を受領しました。

公用取消令書( 年 月 日交付)

(注)法人その他の団体の場合も、上記に準ずる。

# 救助従事者 台帳 救助協力者

公用 令書 交付	年 月 日
第	号

住居又は就業の場所  
職業氏名

年 月 日生

従事 すべき救助業務 協力				
従事 すべき場所 協力				
従事 すべき期間 協力				
出頭すべき場所				
出頭すべき日時				
傷病又は死亡した日時				
傷病又は死亡の場所				
傷病の又は死亡の原因				
傷病名、傷病の程度 及び身体の様況				
扶助金支給基礎額				
扶助金	扶助金の種類	金額	支給年月日	備考
扶助金支給欄				
葬祭扶助金受給者	死亡者との続柄		氏名	
備考				

第 34 節 積雪・寒冷対策計画

担当	業務内容
関係各課	1 市町村及び関係機関との相互連携に関する事。 2 積雪期における避難所、避難路の確保に関する事。
空知総合振興局 札幌建設管理部	1 道路交通の緊急確保を図るため、除雪・防雪・凍雪害防止の体制を強化し、日常生活道路の道路交通確保対策に関する事。
建設指導課	1 住宅の耐震性を確保し、屋根雪対策荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守に関する事。

第 35 節 津波災害応急対策計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 津波対策通報等の市町村への通報に関する事。 2 津波情報の収集、災害状況の把握及び情報収集に係る沿岸市町村や関係機関との連絡調整及び情報共有に関する事。
水産課	1 漁業被害の取りまとめに関する事。 2 応急等災害復旧に関する事。
空知総合振興局 札幌建設管理部	1 漁港、沿岸等の警戒、潮位の変化等、津波情報の収集及び伝達に関する事。 2 応急等災害復旧に関する事。
関係各課	1 不特定多数が出入りする道有施設の安全確保に関する事。

## 第4章 事故災害対策計画

海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災等大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策は次のとおりとする。

なお、石狩地方本部の各機関が実施する予防・応急対策は第2章第1節第3「地方本部等の業務分担」及び第3章「災害応急対策計画」によるものとする。

### 第1節 海上災害対策計画（海難及び流出油等対策計画）

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

海上災害による被害（事故災害）についての防災対策は次のとおりである。

#### 1 海難対策計画

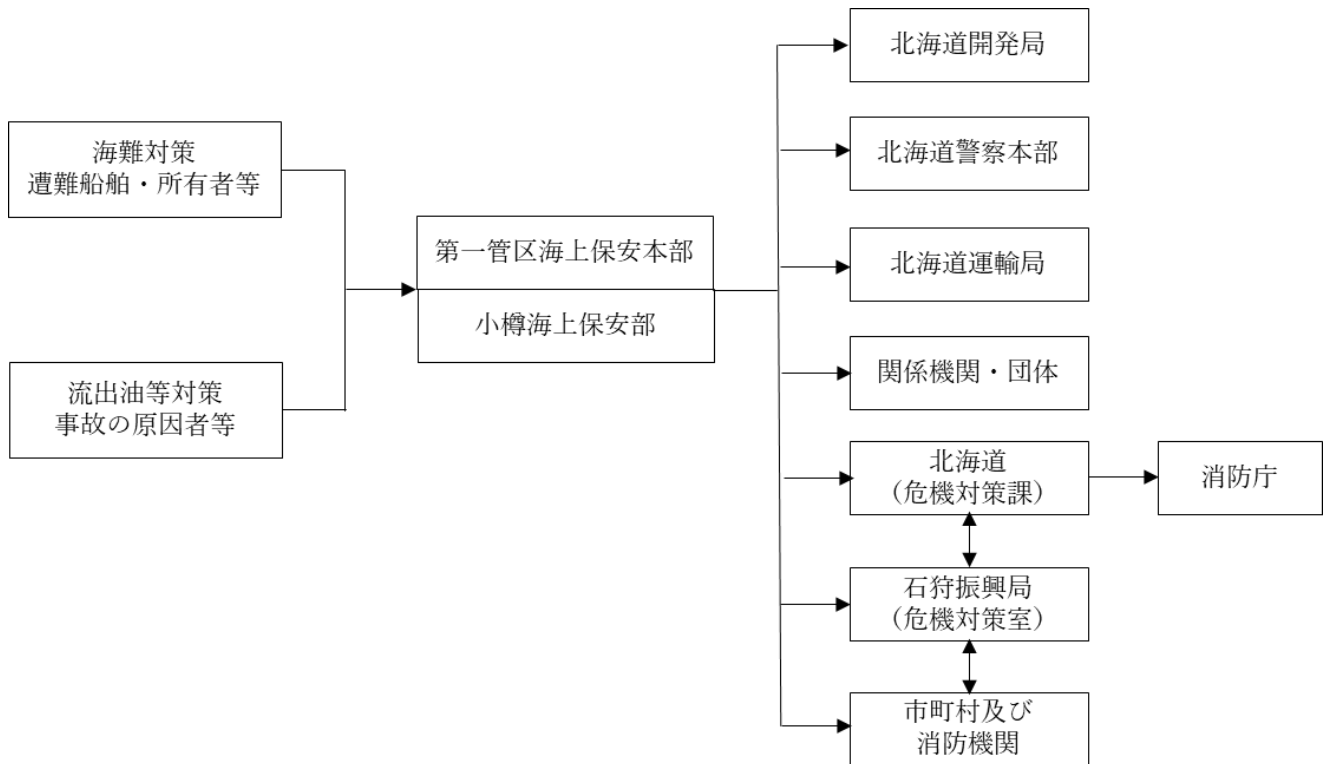
担当	業務内容
水産課	1 関係機関との連絡調整に関すること。（漁船、遊漁船関係に限る。）

#### 2 流出油等対策計画

担当	業務内容
環境生活課	1 環境モニタリングに関すること。
水産課	1 漁業被害のとりまとめに関すること。

#### <情報通信連絡系統図>

海上災害発生に係る情報の伝達系統は次のとおり。



## 第2節 航空災害対策計画

空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の情報途絶又は墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

航空災害による被害（事故被害）についての防災対策は次のとおりである。

### 航空災害対策計画

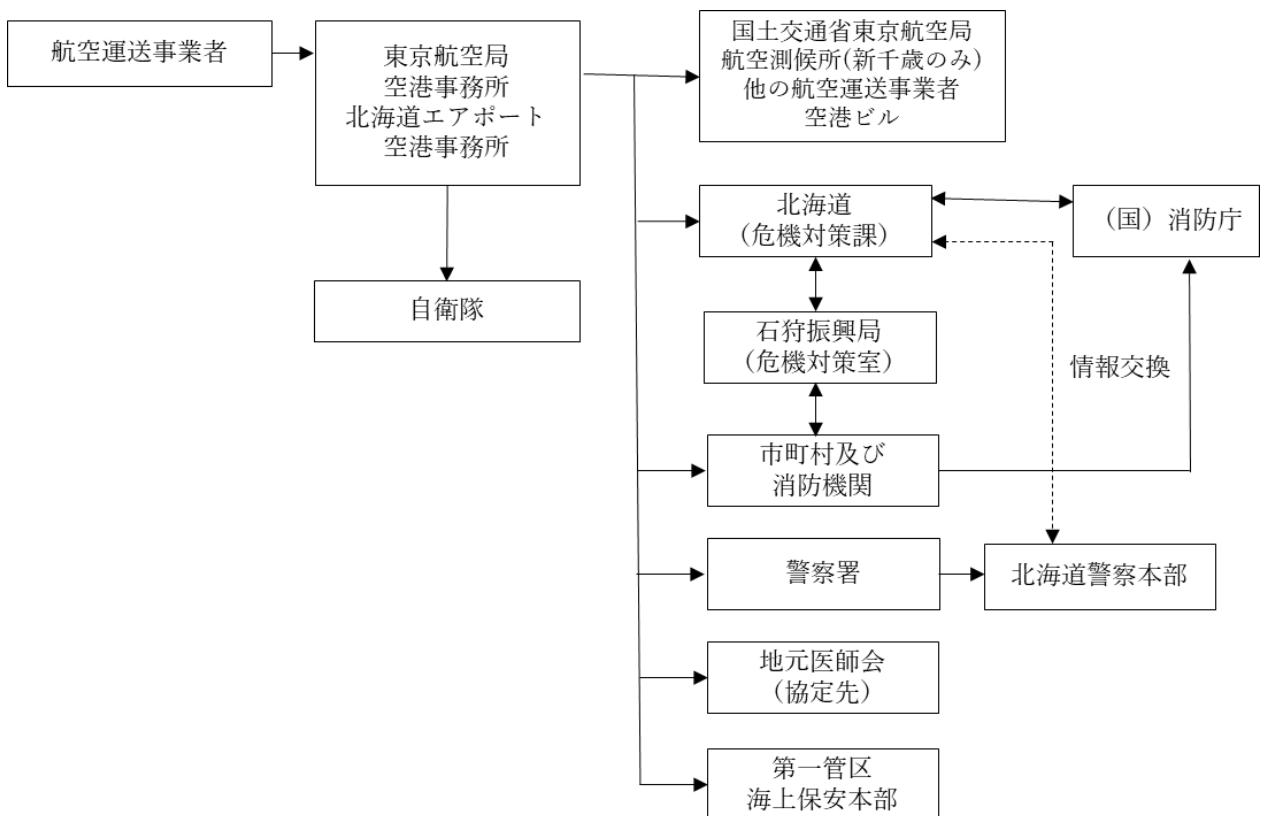
担当	業務内容
林務課	1 災害が山中で発生した場合、関係機関との連絡調整を行うこと。
水産課	1 災害が海上で発生した場合、関係機関との連絡調整を行うこと。（漁船、遊漁船及び漁業被害が想定された場合に限る。）
森林室	1 災害が山中で発生した場合、関係機関との連絡調整に関すること。

### < 情報通信連絡系統図 >

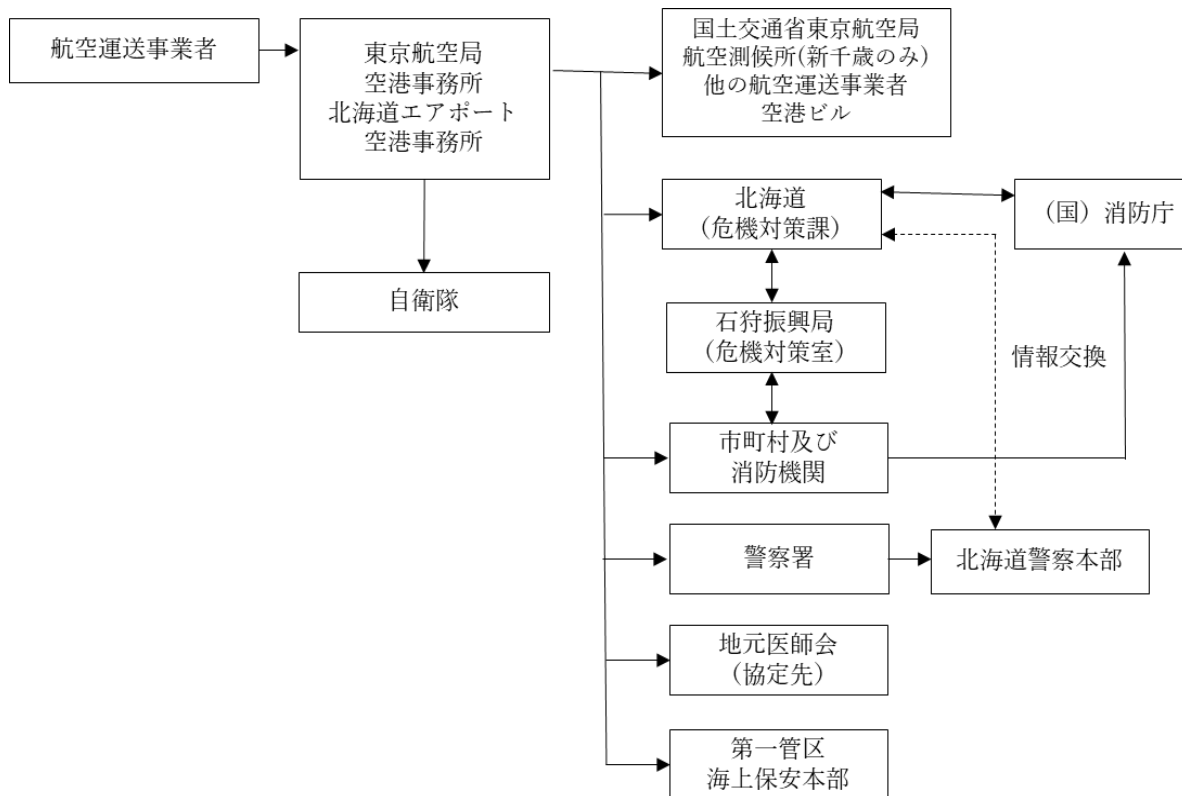
航空災害発生に係る情報の伝達系統は次のとおり。

#### 1 空港区域内又は空港区域周辺の場合

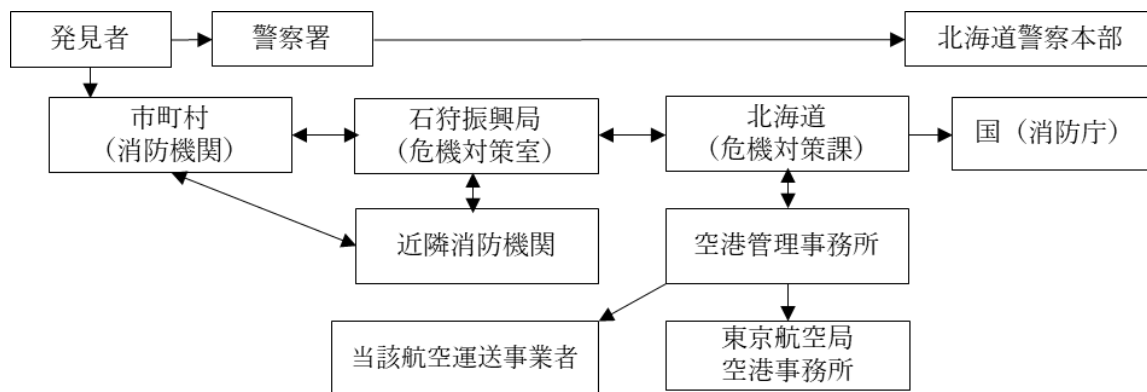
##### (1) 国土交通省管理空港【新千歳】



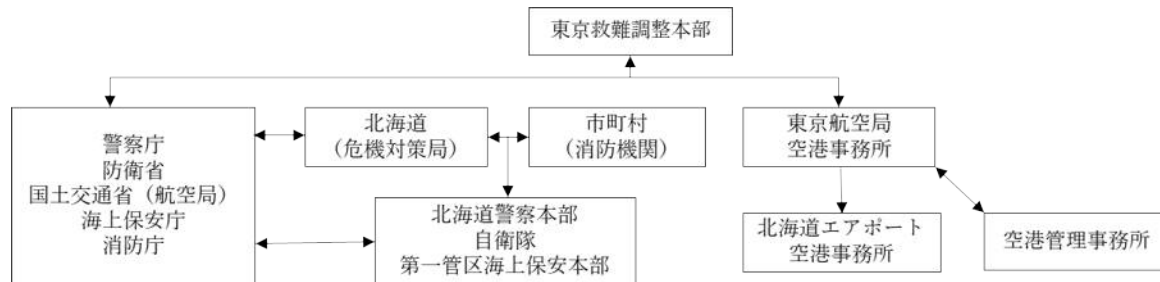
(2) 国土交通省・防衛省管理空港【丘珠】



(3) その他の地域で発生地点が明確な場合



(4) その他の地域で発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

### 第3節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

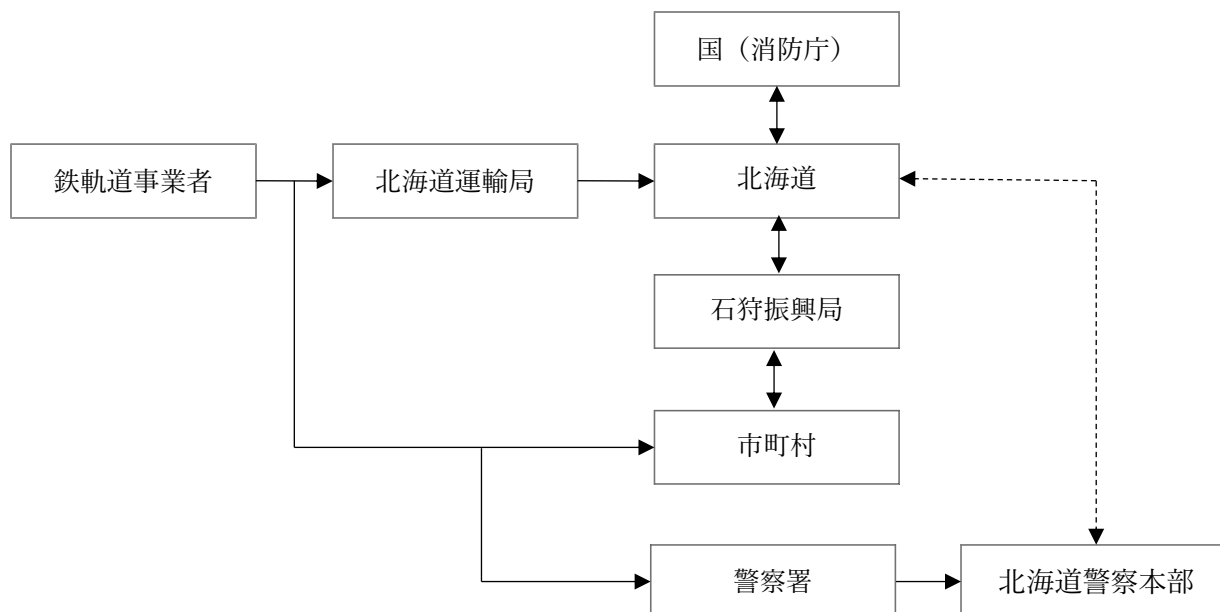
鉄道災害による被害（事故被害）についての防災対策は次のとおりである。

#### 鉄道災害対策計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	※ 共通事項による

#### < 情報通信連絡系統図 >

鉄軌道災害発生に係る情報の伝達系統は次のとおり。



#### 第4節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

道路災害による被害（事故災害）についての防災対策は次のとおりである。

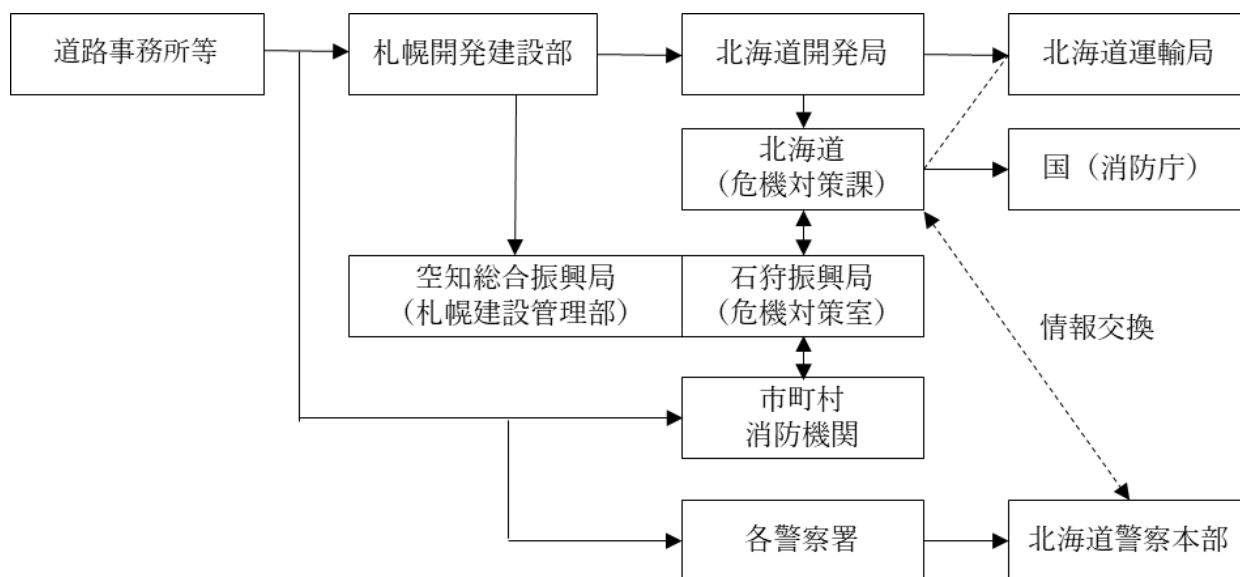
##### 道路災害対策計画

担当	業務内容
空知総合振興局 札幌建設管理部	1 関係機関による救助・救出、救護及び消火の初期活動の協力に関すること。 2 被害の拡大防止及び交通の確保のための必要な交通規制に関すること。 3 障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、交通の確保及び被災施設の復旧に関すること。

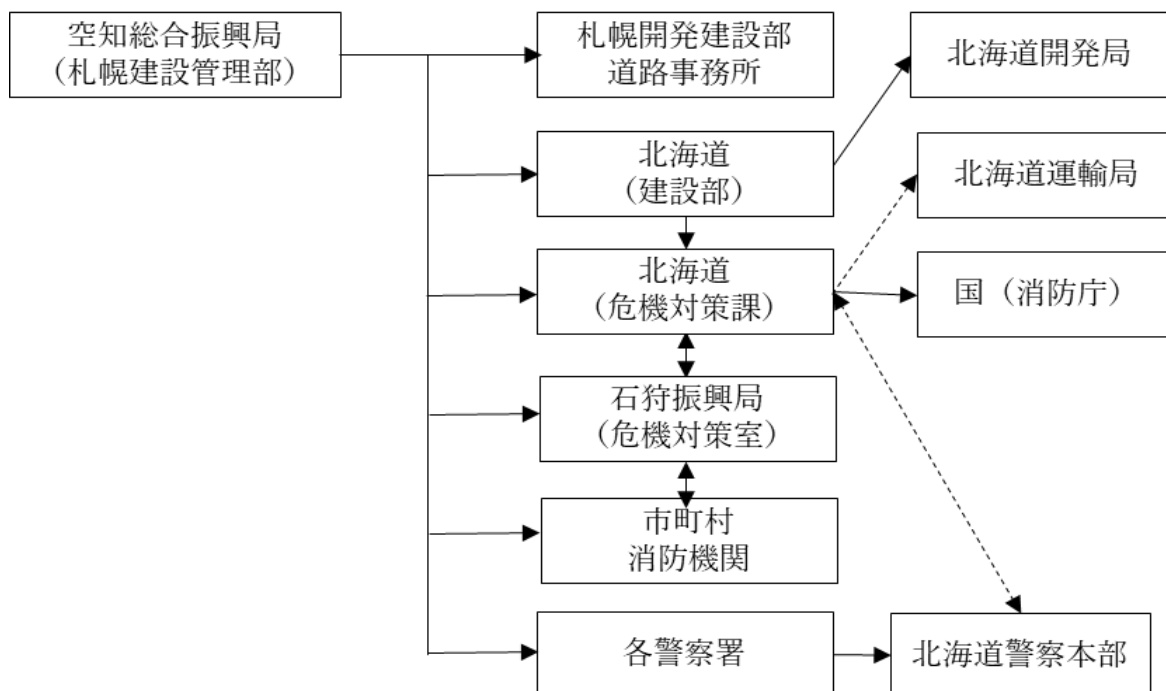
##### < 情報通信連絡系統図 >

1 道路災害（施設災害）発生に係る情報の伝達系統は次のとおり。

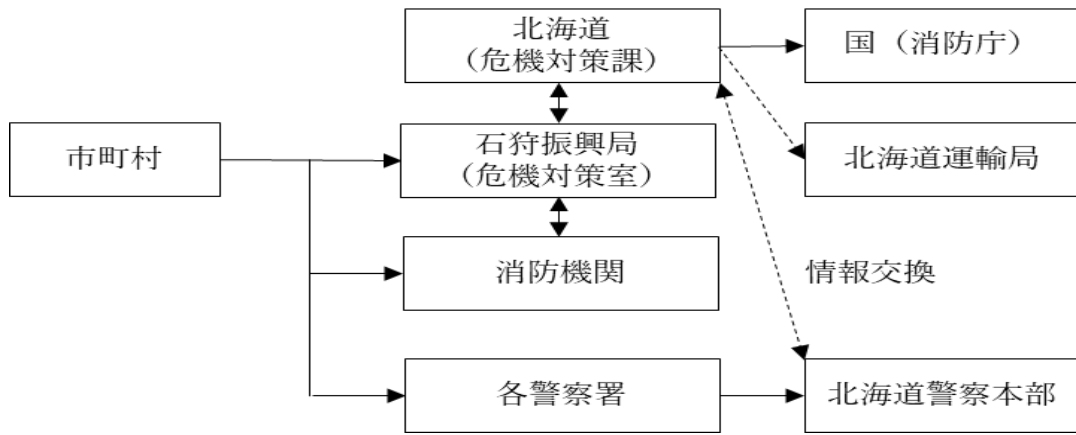
(1) 国の管理する道路の場合



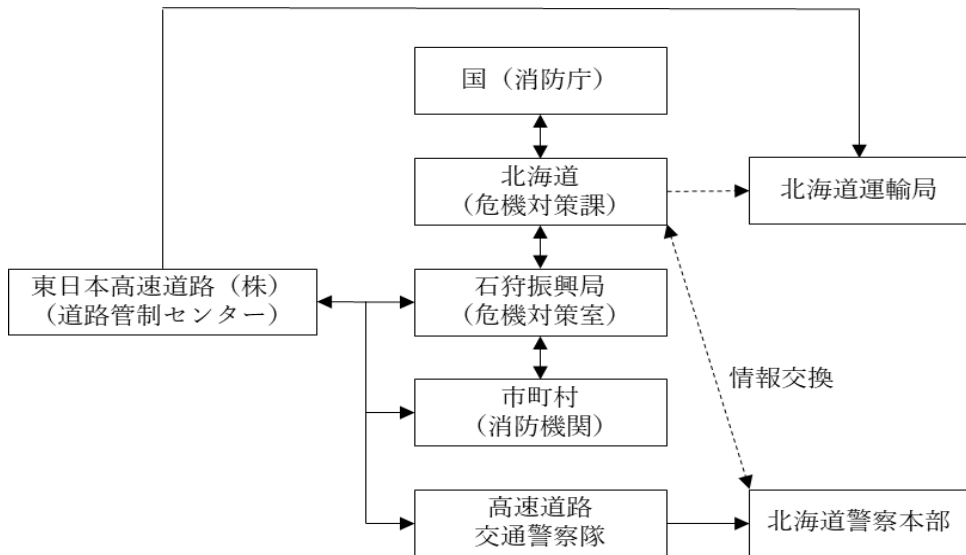
(2) 道の管理する道路の場合



(3) 市町村の管理する道路の場合

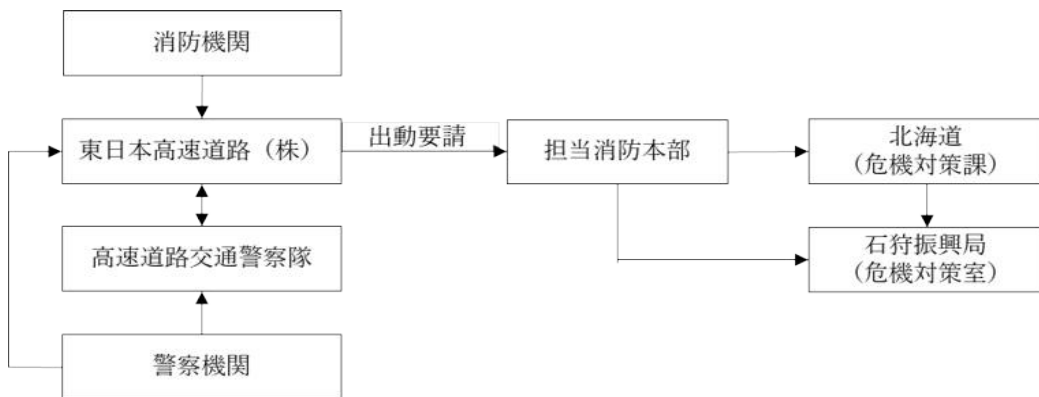


(4) 高速自動車国道の場合



2 高速自動車国道における大規模な事故等の発生に係る情報の伝達系統は次のとおり。

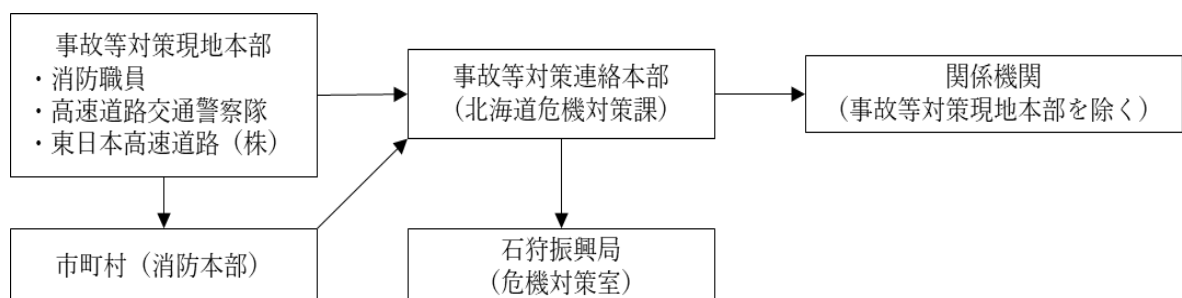
(1) 事故発生通報



※1 東日本高速道路(株)から消防本部への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。

※2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

(2) 事故等の対策通報



## 第5節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、事業者及び各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

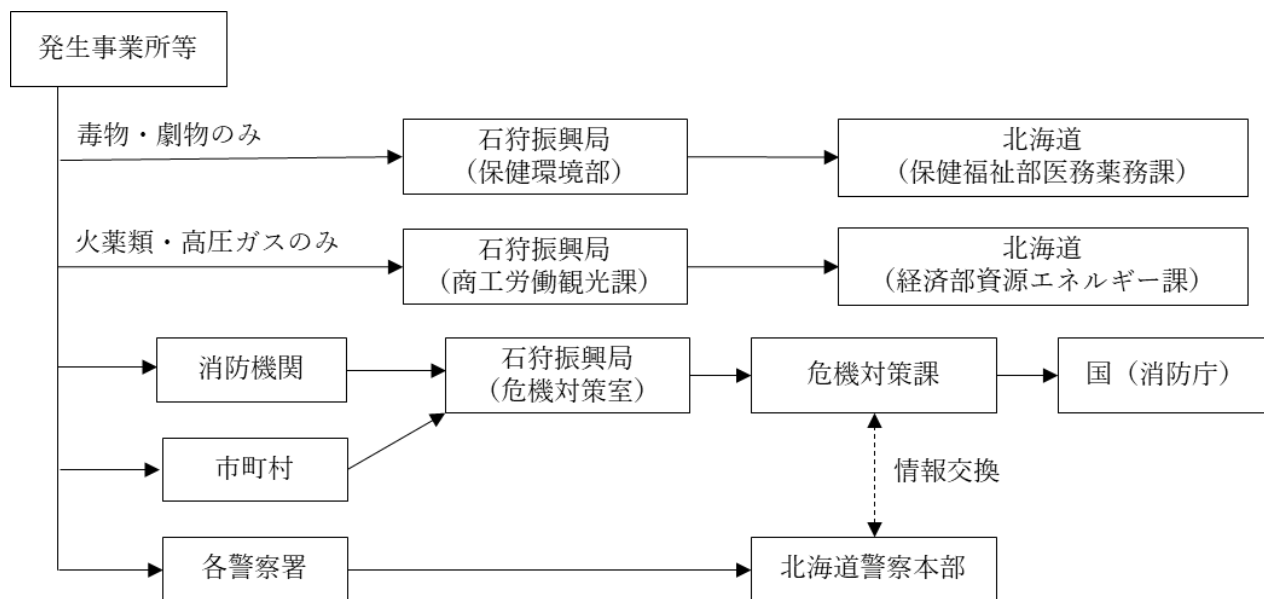
危険物等災害による被害（事故被害）についての防災対策は次のとおりである。

### 危険物等災害対策計画

担当	業務内容
商工労働観光課	1 火薬類及び高圧ガスの災害の場合、関係機関との連絡調整に関すること。
保健行政室・千歳地域保健室企画総務課	1 毒物・劇物の災害の場合、関係機関との連絡調整に関すること。
環境生活課	1 環境モニタリングに関すること。 2 油や有害物質などを流出させた事業所に対する応急措置の指導に関すること。
空知総合振興局 札幌建設管理部	1 石油類等の河川への漏洩等に係る連絡調整及び応急対策に関すること。

### <情報通信連絡系統図>

危険物等災害発生に係る情報の伝達系統は次のとおり。



## 第6節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

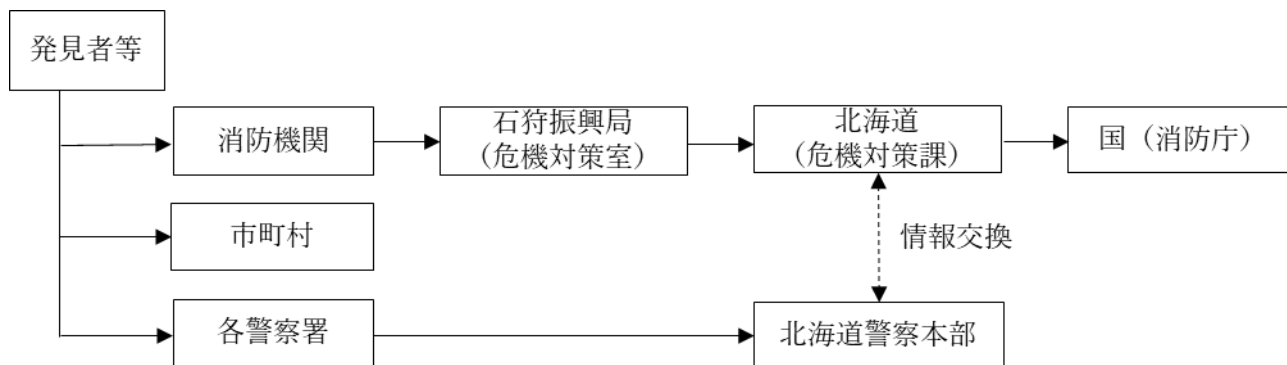
大規模な火事災害による被害（事故災害）についての防災対策は次のとおりである。

### 大規模な火事災害対策計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課	1 災害情報の収集に関すること。 2 市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。

### <情報通信連絡系統図>

大規模な火事災害発生に係る情報の伝達系統は次のとおり。



## 第7節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

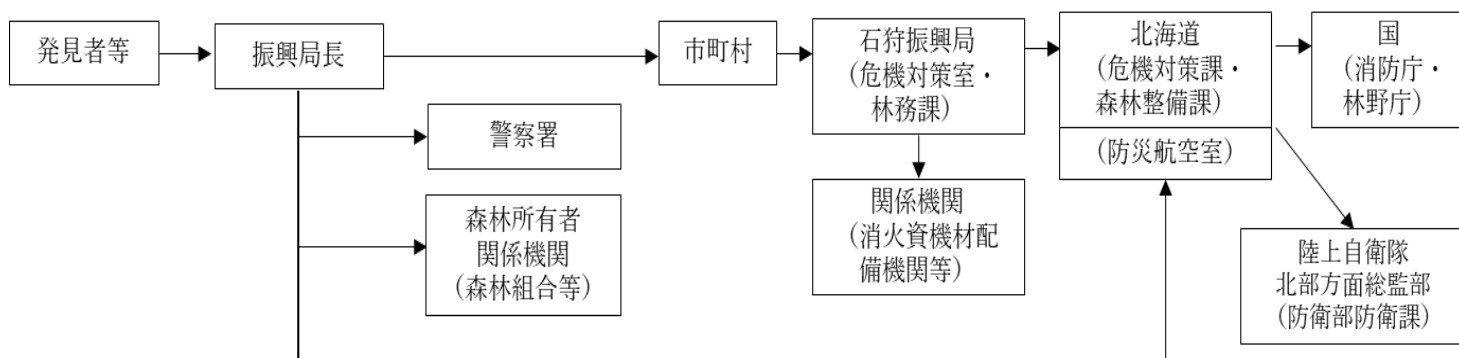
林野火災による被害（事故災害）についての防災対策は次のとおりである。

### 林野火災対策計画

担当	業務内容
危機対策室 地域政策課 林務課	1 林野火災気象通報内容及びとるべき予防対策等の市町村への通報に関すること。
林務課	1 地区林野火災予消防対策協議会及び市町村林野火災予消防対策協議会に関すること。 2 林野火災被害状況調書の提出に関すること。
森林室	1 林野火災気象通報内容及びとるべき予防対策等の協力関係機関への通報に関すること。 2 林野火災消火用資機材の保管に関すること。

### <情報通信連絡系統図>

林野火災発生に係る情報の伝達系統はつぎのとおり。



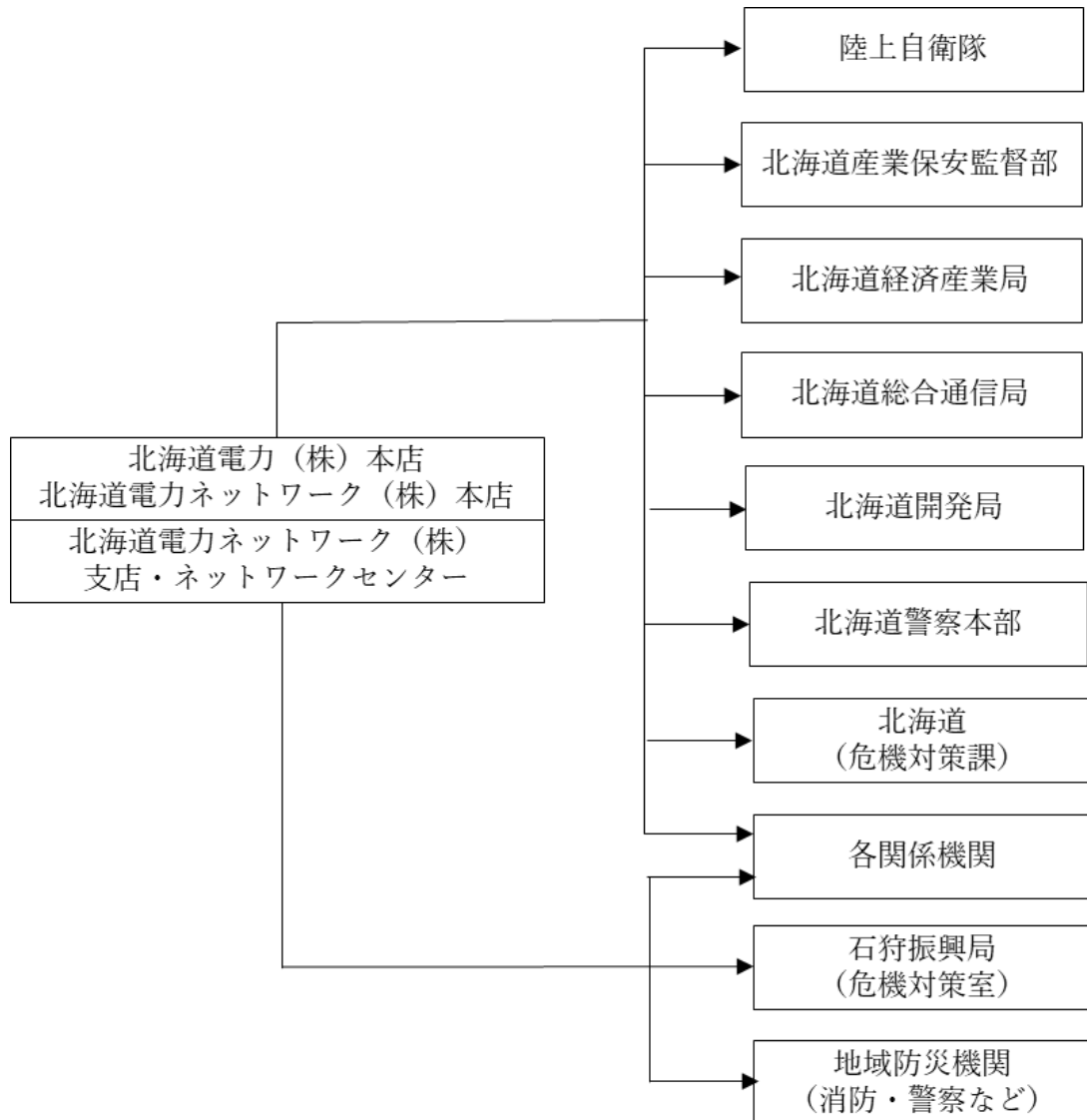
## 第8節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、道民をはじめ観光客や外国人等、北海道に滞在するあらゆる人々の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じる恐れのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。

石狩地方本部の各機関が実施する予防・応急対策は第2章第1節第3「各班の事務分担」及び第3章「災害応急対策計画」によるものとする

### <情報通信連絡系統図>

大規模停電発生に係る情報の伝達系統は次のとおり。



## 第5章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要があることから計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

### 第1節 災害応急金融計画

担当	業務内容
関係各課	1 災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな立ち入りを期するための所管応急金融の実施に関する事

### 第2節 災害義援金募集(配分)計画

担当	業務内容
社会福祉課	1 災害義援金の募集及び配分に関する連絡調整に関する事

## 第6章 災害による被害発生予想区域

石狩振興局地域災害対策連絡協議会は、北海道地域防災計画に定める「災害危険区域現地調査実施要領」に基づき総合的な調査を行い、その結果をもとに道、市町村及び防災関係機関は、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行うものとする。

(参考)

「災害危険区域現地調査実施要領」

### 1 目的

総合振興局又は振興局協議会は、この要領に基づき現地調査を通じ、災害危険区域の把握を行い災害を未然に防止することを目的とする。

### 2 調査の方法

総合振興局又は振興局協議会は、市町村防災会議の協力を得て、別に定める調査基準に従い災害危険区域を調査し、把握するものとする。

### 3 調査対象区域

#### (1) 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域

#### (2) 高波・高潮・津波等危険区域

海岸地域で、高波・高潮・津波等により災害が予想され、警戒を要する区域

#### (3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想される区域

#### (4) 地すべり・がけ崩れ等危険区域

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域

#### (5) 土石流危険渓流

降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

### 4 調査事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

#### (1) 危険区域の現況

#### (2) 予想される被害の規模

#### (3) 法律等における指定状況との関連

#### (4) 防災関係機関における整備計画

### 5 調査実施の時期

調査は、融雪出水期前、台風来襲期、その他異常な自然現象、大規模災害発生のおそれのある時期等において、防災上必要と認められる場合に行う。

### 6 調査結果の取扱

(1) 総合振興局又は振興局協議会は、現地調査完了後速やかに道防災会議会長に報告するものとする。

(2) 市町村防災会議は、災害危険区域を市町村地域防災計画に明示し、災害時の避難計画等に反映するものとする。

(3) 防災関係機関は、治山治水計画、災害発生防止計画、その他必要とする事業計画の実施について配慮するものとする。

## 1 北海道防災会議条例 (昭和 37 年 11 月 1 日北海道条例第 53 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 15 条第 8 項の規定に基づき、北海道防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ 2 人、6 人、42 人及び 4 人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする

(部会)

第 3 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(幹事)

第 4 条 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐するものとする。

(会長への委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和 39 年 7 月 15 日条例第 55 号)(北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和 53 年 7 月 31 日条例第 33 号)(北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 5 年 7 月 9 日条例第 22 号)(北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 21 年 3 月 31 日条例第 17 号)(北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 115 号)(北海道防災会議条例及び北海道災害対策本部条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 北海道防災会議運営規程（昭和37年12月3日第1回北海道防災会議議決）

（趣旨）

第1条 北海道防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第286号）及び北海道防災会議条例（昭和37年北海道条例第53号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（会長の職務代理）

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故あるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である北海道副知事はその職務を代理する。

（防災会議の招集）

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

（代理出席）

第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

（議事）

第5条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

（会長の専決処分）

第6条 防災会議の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものについては、会長において、これを処分することができる。

（1）法第16条第4項及び第42条第4項の規定に基づき、市町村が市町村防災会議を設置しないこと並びに市町村地域防災計画を作成又は修正することについて北海道知事から意見を求められたとき、これに回答すること。

（2）北海道地域防災計画に係る軽微な修正に関すること。

（常任幹事）

第7条 幹事のうち若干人を常任幹事とする。

2 常任幹事は、会長が指名し、常任幹事会を構成する。

（委員の異動報告）

第8条 法第15条第5項第1号、第2号の委員が、異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

（会長への委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、常任幹事会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

### 3 石狩振興局地域災害対策連絡協議会設置要綱

#### (目的)

第1条 北海道防災会議の決定及び北海道地域防災計画の定めるところにより、関係機関による石狩振興局 地域災害対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設け、管内防災の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

#### (構成)

第2条 連絡協議会の構成は、北海道防災会議構成機関の石狩振興局地域を管轄する地方部局並びに石狩振興局地域の市、町村会並びに連絡協議会が必要と認める機関とする。

#### (任務)

第3条 連絡協議会は次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 石狩振興局地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 石狩振興局地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡推進を図ること。
- (3) その他地域防災に関する事項。

#### (運営)

第4条 連絡協議会に会長及び委員を置き、会長は石狩振興局長を、委員は連絡協議会構成機関の長又はその指名する職員をもってあてる。

- (1) 会長は会務を総理する。
- (2) 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

#### (連絡協議会の庶務)

第5条 連絡協議会の庶務は、石狩振興局地域創生部危機対策室において行う。

### 4 石狩振興局地域災害対策連絡協議会運営規程

#### (趣旨)

第1条 石狩振興局地域災害対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)の運営に関し、石狩振興局地域災害対策連絡協議会設置要綱に定めがあるもののほかこの規程の定めるところによる。

#### (招集)

第2条 連絡協議会は、会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して、連絡協議会の招集を求めることができるものとする。

#### (代理者の届出)

第3条 委員は、やむを得ない事情により、連絡協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

- 2 委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出しておくものとする。

#### (委員等の異動報告)

第4条 委員が異動等により変更があった場合は、当該委員の後任者はその職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

#### (会長への委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、連絡協議会の活動等に関し必要な事項は、会長が連絡協議会にはかって定める。

5 石狩振興局地域災害対策連絡協議会

石狩振興局地域災害対策連絡協議会の組織・構成機関の業務等は次のとおりである。

第1 組織

石狩振興局地域災害対策連絡協議会を構成する機関、委員名は次のとおりである。

機関名	委員	機関名	委員
石狩振興局	振興局長(会長)	札幌市	危機管理監
〃	副局長	江別市	市長
〃	地域創生部長	千歳市	市長
〃	産業振興部長	恵庭市	市長
〃	地域産業担当部長	北広島市	市長
〃	保健環境部長	石狩市	市長
〃	くらし・子育て担当部長	当別町	町長
〃	保健行政室長	新篠津村	村長
〃	千歳地域保健室長	石狩町村会	会長
〃	森林室長	石狩北部地区消防事務組合	消防長
中央児童相談所	所長	日本郵便(株)札幌中央郵便局	局長
北海道博物館	館長	北海道旅客鉄道(株)	工事課長
空知総合振興局	札幌建設管理部長	日本貨物鉄道(株)北海道支社	北海道保全技術センター所長
空知総合振興局	森林室長	東日本電信電話(株)北海道事業部	災害対策室長
胆振総合振興局	森林室長	(株)NTTドコモ北海道支社	災害対策室長
石狩教育局	局長	KDDI(株)	北海道総支社管理部長
札幌高等技術専門学院	学院長	ソフトバンク(株)	東北・北海道総務課長
札幌道税事務所	所長	日本赤十字社北海道支部	事業部長
札幌開発建設部	部長	日本放送協会札幌拠点放送局	報道専任部長
北海道財務局	総務課長	東日本高速道路(株)札幌管理事務所	所長
北海道経済産業局	総務企画部長	東日本高速道路(株)岩見沢管理事務所	所長
北海道産業保安監督部	部長	日本通運(株)札幌支店	支店長
北海道農政事務所	地方調整官(札幌)	北海道電力ネットワーク(株)道央統括支店	企画総務グループリーダー
石狩森林管理署	署長	日本銀行札幌支店	支店長
北海道運輸局	安全防災・危機管理調整官	北海道放送(株)	報道部長
新千歳空港事務所	次長	札幌テレビ放送(株)	報道部長
丘珠空港事務所	空港長	北海道テレビ放送(株)	報道部長
小樽海上保安部	部長	北海道文化放送(株)	報道部長
札幌管区气象台	気象防災部長	(株)テレビ北海道	報道制作部長
北海道総合通信局	防災対策推進室長	(株)エフエム北海道	営業編成局編成部長
札幌中央労働基準監督署	署長	(株)エフエムノースウェーブ	取締役編成担当
札幌東労働基準監督署	署長	(株)STVラジオ	編成制作部長
札幌公共職業安定所	所長	北海道ガス(株)	保安推進部長
札幌東公共職業安定所	所長	(一社)札幌市医師会	会長
札幌北公共職業安定所	所長	(一社)江別医師会	会長
陸上自衛隊第11旅団	第3部長	(一社)千歳医師会	会長
陸上自衛隊第7師団	第3部長	(一社)恵庭市医師会	会長
札幌方面中央警察署	署長	(一社)北広島医師会	会長
札幌方面東警察署	署長	(一社)石狩医師会	会長
札幌方面西警察署	署長	(一社)札幌歯科医師会	会長
札幌方面南警察署	署長	(一社)千歳歯科医師会	会長
札幌方面北警察署	署長	北海道土地改良事業団体連合会	指導部長
札幌方面豊平警察署	署長	(一社)札幌地区トラック協会	会長
札幌方面白石警察署	署長	(一社)北海道バス協会	会長
札幌方面厚別警察署	署長	(一社)北海道警備業協会	会長
札幌方面手稲警察署	署長	(一社)札幌建設業協会	会長
札幌方面江別警察署	署長		
札幌方面千歳警察署	署長		

第2 各構成機関の業務

石狩振興局地域災害対策連絡協議会を構成する機関の業務は次のとおりである。

区分	機関名	業務
指定 地方 行政 機関	札幌開発建設部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。</li> <li>2 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。</li> <li>3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。</li> <li>4 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。</li> <li>5 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。</li> <li>6 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。</li> <li>7 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。</li> <li>8 港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。</li> <li>9 国管理空港及び共用空港の土木施設の整備並びに災害復旧に関すること。</li> <li>10 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。</li> <li>11 補助事業に係る指導、監督に関すること。</li> </ol>
	北海道財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。</li> <li>2 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。</li> <li>3 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。</li> <li>4 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。</li> <li>5 災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国有財産の無償使用又は無償貸付に関すること。</li> </ol>
	北海道経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の円滑な供給と確保に関すること。</li> <li>2 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること。</li> <li>3 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</li> <li>4 被災中小企業の振興に関すること。</li> </ol>
	北海道産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気事業者、ガス事業者、鉱山の防災上の措置の実施に関する指導に関すること。</li> <li>2 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び事業者の指導に関すること。</li> </ol>
	北海道農政事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</li> </ol>
	石狩森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。</li> <li>2 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山の実施に関すること。</li> <li>3 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。</li> <li>4 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。</li> </ol>
	北海道運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。</li> <li>2 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。</li> <li>3 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。</li> <li>4 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保に関すること。</li> </ol>
	新千歳空港事務所 丘珠空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 航空事業者の災害防止に関する指導に関すること。</li> <li>2 飛行場及び航空保安施設の管理に関すること。</li> <li>3 災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>4 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整に関すること。</li> <li>5 災害時における空中輸送の連絡調整に関すること。</li> </ol>
	小樽海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。</li> <li>2 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。</li> <li>3 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。</li> <li>4 海上における人命の救助に関すること。</li> <li>5 海上交通安全に関すること。</li> <li>6 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。</li> <li>7 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> </ol>

区分	機関名	業務
指定 地方 行政 機関	札幌管区気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</li> <li>2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</li> </ol>
	北海道総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関する事。</li> <li>2 災害時テレコム支援チーム(MIIC-TEAM)による災害対応支援に関する事。</li> <li>3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事。</li> <li>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関する事。</li> <li>5 電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。</li> </ol>
	札幌中央労働基準監督署 札幌東労働基準監督署 各公共職業安定所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業場、工場等の労働災害等の防止対策に関する事。</li> </ol>
自衛隊	陸上自衛隊第7師団 陸上自衛隊第11旅団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。</li> <li>2 災害に関する情報の伝達、収集に関する事</li> <li>3 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。</li> </ol>
	北海道	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 石狩振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行う。</li> <li>2 防災に関する組織の整理並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関する事。</li> <li>3 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事。</li> <li>4 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関する事。</li> <li>5 自衛隊の災害派遣要請に関する事。</li> </ol>
北海道	空知総合振興局 (管内出先機関を含む。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防の技術指導に関する事。</li> <li>2 災害時の関係河川の水位雨量の情報収集及び報告に関する事。</li> <li>3 災害時の関係公共土木費外調査及び災害応急対策の実施に関する事。</li> <li>4 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関する事。</li> </ol>
	各森林室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道有林の被害状況の収集及び関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	北海道警察本部 各警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。</li> <li>2 災害情報の収集に関する事。</li> <li>3 災害警備本部の設置運用に関する事。</li> <li>4 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。</li> <li>5 犯罪の予防、取締り等に関する事。</li> <li>6 危険物に対する保安対策に関する事。</li> <li>7 広報活動に関する事。</li> <li>8 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事。</li> </ol>
	石狩教育局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。</li> <li>2 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。</li> </ol>
市町村	管内各市町村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村防災会議に関する事務を行うこと。</li> <li>2 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。</li> <li>3 自主防災組織の充実に努めること</li> <li>4 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。</li> <li>5 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。</li> <li>6 市町村の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。</li> </ol>
	石狩町村会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各市町村間の連絡調整に関する事。</li> </ol>
	石狩北部地区消防事務組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管事務に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事。</li> </ol>

区分	機関名	業務
指定公共機関	日本郵便(株)札幌中央郵便局	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。 2 郵便の非常取扱いを行うこと。 3 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
	北海道旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)北海道支社	1 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 2 災害時における救助物資の緊急輸送及び避難者の輸送等につき、関係機関の支援を行うこと。
	東日本電信電話(株)北海道事業部	1 通信設備等の防災対策に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
	(株)NTTドコモ北海道支社 KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル株式会社	1 通信設備等の防災対策に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
	日本赤十字社北海道支部	1 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 2 防災ボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 3 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
	日本放送協会札幌放送局	1 防災に係る知識の普及に関すること。 2 予報(注意報を含む)、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
	東日本高速道路(株)(札幌・北広島)管理事務所	1 高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理を行うこと。
	日本通運(株)札幌支店	1 災害時における救助物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
	北海道電力(株) 北海道電力ネットワーク(株)	1 電力供給施設の防災対策を行うこと。 2 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 3 ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。
	日本銀行札幌支店	1 災害時における通貨の供給を確保すること。 2 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 3 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
指定地方公共機関	北海道放送(株) 札幌テレビ放送(株) 北海道テレビ(株) 北海道文化放送(株) (株)テレビ北海道 (株)エフエム北海道 (株)エフエムノースウェーブ (株)STVラジオ	1 防災に係る知識の普及に関すること。 2 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に会社関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
	北海道ガス(株)	1 ガス供給施設の防災対策に関すること。 2 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。
	(一社)札幌市医師会 (一社)江別医師会 (一社)千歳医師会 (一社)恵庭市医師会 (一社)北広島医師会 (一社)石狩医師会	1 災害時における救急医療を行うこと。
	(一社)札幌歯科医師会 (一社)千歳歯科医師会	1 災害時における歯科医療を行うこと。
	北海道土地改良事業団体連合会	1 土地改良施設の防災対策を行うこと。 2 農業水利施設の災害対応策及び災害復旧対策を行うこと。
	(一社)札幌地区トラック協会 (一社)北海道バス協会	1 災害時における人員、緊急物質及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
	(一社)北海道警備業協会	1 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
	(一社)札幌建設業協会	1 災害時における応急対策業務を行うこと。

6 北海道災害対策本部条例（昭和 37 年 11 月 1 日北海道条例第 54 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき、北海道災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（班）

第 3 条 本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。

3 班にそれぞれ班長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4 班長は、班の事務を整理する。

（地方本部等の設置）

第 4 条 本部を設置する場合は、知事は、関係する総合振興局又は振興局及び東京事務所に災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を置くことができる。

2 地方本部に地方本部長を置き、当該総合振興局長又は振興局長及び東京事務所長をもって充てる。

3 地方本部に副地方本部長を置き、当該総合振興局又は振興局及び東京事務所の職員のうちから地方本部長が指名する者をもって充てる。

4 地方本部長は、本部長の定めるところにより、災害対策に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

5 第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに前条の規定は、地方本部について準用する。

（現地災害対策本部）

第 5 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、本部長の定めるところにより、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 3 条の規定は、現地災害対策本部について準用する。

（本部長への委任）

第 6 条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 10 月 14 日条例第 38 号）

（北海道災害対策本部条例の一部を改正する条例の附則）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 30 日条例第 78 号抄）

（北海道総合振興局設置条例の附則）

改 正 平成 21 年 3 月 31 日条例第 52 号

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 21 年 10 月規則第 87 号で、同 22 年 4 月 1 日から施行）

一部改正〔平成 21 年条例第 52 号〕

附 則（平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号抄）

（北海道条例の整備に関する条例の附則）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成 21 年 3 月 31 日条例第 52 号）

（北海道総合振興局設置条例の一部を改正する条例の附則）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日条例第 115 号）

（北海道防災会議条例及び北海道災害対策本部条例の一部を改正する条例の附則）

この条例は、公布の日から施行する。

## 7 北海道災害対策本部運営規程

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道災害対策本部条例（昭和37年北海道条例第54号。以下「本部条例」という。）第6条の規定に基づき、北海道災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 災害対策本部

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

(災害対策本部員)

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、北海道警察本部長、北海道教育長、公営企業管理者及び病院事業管理者並びに北海道部設置条例（昭和27年北海道条例第91号）に定める部の長（以下「各部の部長」という。）、会計管理者及び危機管理監をもって充てる。（本部の任務等）

第4条 本部は、北海道地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の定めるところにより、次に掲げる業務を行う。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
  - (2) 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
  - (3) 災害予防及び災害応急対策に関し、北海道並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 2 災害対策副本部長（以下「本部長」という。）は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求める。

また、複合災害が発生した場合において、本部及び現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）が複数設置された場合は、当該本部又は現地本部が適正且つ効率的に運営されるよう、重複する要員の所在の調整、合同会議の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

(対策班)

第5条 本部には対策班を置く。ただし、災害の状況により一部の対策班を設置しないことができる。

- (1) 危機管理班
  - (2) 総務班
  - (3) 総合政策班
  - (4) 環境生活班
  - (5) 保健福祉班
  - (6) 経済班
  - (7) 農政班
  - (8) 水産林務班
  - (9) 建設班
  - (10) 出納班
  - (11) 企業班
  - (12) 道立病院班
- 2 班長は、公営企業管理者、病院事業管理者、各部の部長、会計管理者及び危機管理監をもって充てる。
- 3 班に属すべき職員は、班長の属する部課の職員をもって充てる。
- 4 班の所掌事務は、別に定める。

(本部員会議)

第6条 本部に本部長、副本部長及び本部員をもって構成する会議（以下「本部員会議」という。）を置く。

2 本部員会議は、災害予防又は災害応急対策その他の災害対策に関し重要事項を協議し、その推進に当たる。

(指揮室)

第7条 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するための特別の必要があると認めるときは、災害対策本部長は、本部に、初動対応の指揮命令を担う災害対策本部指揮室（以下「指揮室」という。）を置く。

- 2 指揮室長は、副本部長をもって充てる。
- 3 指揮室長は、指揮室を総括し、指揮室に属する職員を指揮監督する。
- 4 指揮室には、次の班を置く。
  - (1) 統括班
  - (2) 総務・庶務班

- (3) ライフライン・公共交通機関班
  - (4) 道路交通・河川班
  - (5) 救出・救助班
  - (6) ヘリコプター等運用調整班
  - (7) 応急医療班
  - (8) 特命班
  - (9) 応援受援・輸送調達班
- 5 班の職員及び掌握事務は、別に定める。  
(本部の庶務)
- 第8条 本部の庶務は、総務部危機対策局において処理する。

### 第3章 災害対策地方本部

(地方本部の任務)

第9条 災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）のうち関係総合振興局及び振興局に置くもの（以下「振興局地方本部」という。）は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 本部の指示及び地域防災計画の定めるところにより、管内の災害の予防及び災害応急対策の実施を推進すること。
  - (2) 災害に関する情報を収集し、本部に報告すること。
  - (3) 災害救助法の救助の実施を指導すること。
  - (4) 自衛隊の災害派遣について要請を調整すること。
- 2 地方本部のうち東京事務所に置くもの（以下、「東京事務所地方本部」という）は次の各号に掲げる事務を処理する。
- (1) 道内の災害情報を中央機関に連絡し、周知を図ること。
  - (2) 道内の災害に対する中央機関の災害対策活動に関する情報を収集し、本部に報告すること。

(対策班)

第10条 振興局地方本部には、次の対策班を置くことができる。

- (1) 総務班
  - (2) 保健環境班
  - (3) 産業経済班
  - (4) 土木技術班
  - (5) 協力班
- 2 班の所掌事務は、別に定める。

(地方本部員等)

第11条 振興局地方本部の本部員（以下「地方本部員」という。）は、各副局長、各部長等及びその他地方部局の長をもって充てる。

2 その他の職員は、地方本部員の属する機関の職員をもって充てる。

(地方本部員会議)

第12条 地方本部員会議は、地方本部の職務遂行上の重要事項を協議し、その推進に当たるものとする。

(地方本部指揮室)

第13条 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認められるときは、振興局地方本部に初動対応の指揮命令を担う地方本部指揮室を置く。

- 2 地方本部指揮室長は、本部条例第4条第3項の副地方本部長をもって充てる。
- 3 地方本部指揮室長は、地方本部指揮室を総括し、地方本部指揮室に属する職員を指揮監督する。
- 4 地方本部指揮室には、第7条第4項の指揮室に準じた班を置く。なお、班の職員及び所掌事務は、別に当該地方本部の地方本部長が定める。

(地方本部の庶務)

第14条 振興局地方本部の庶務は、当該各総合振興局及び振興局地域創生部地域政策課において処理するものとする。

(東京事務所地方本部の対策班等)

第15条 第9条第2項の規定に定めるもののほか、東京事務所地方本部の組織に関し、必要な事項は、別に東京事務所地方本部長が定める。

#### 第4章 現地災害対策本部

(現地災害対策本部の任務)

第16条 現地本部は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 本部の指示及び地域防災計画の定めるところにより災害応急対策の実施を推進すること。
- (2) 被災地の各種情報の収集及び分析に関すること。
- (3) その他災害応急対策に関すること。

(対策班)

第17条 現地本部には、次に掲げる対策班を置く。ただし、災害の状況により、一部の対策班を設置しないことができる。

- (1) 総務班
- (2) 広報班
- (3) 保健医療班
- (4) 生活福祉班
- (5) 産業班
- (6) 建設土木班

2 班の所掌事務は、別に定める。

(現地災害対策本部員会議)

第18条 現地災害対策本部員会議は、現地本部の職務遂行上の重要事項を協議し、その推進に当たるものとする。

(現地本部の庶務)

第19条 現地本部の庶務は、総務部危機対策局において処理するものとする。

#### 第5章 雑則

第20条 この規程に定めるもののほか、本部、地方本部及び現地本部の活動に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則 (昭和38年1月12日本部長決定)

この規程は、昭和38年1月12日から施行する。

附則 (昭和54年10月9日一部改正)

この規程は、昭和54年10月9日から施行する。

附則 (昭和63年4月15日一部改正)

この規程は、昭和63年4月15日から施行する。

附則 (平成7年8月15日一部改正)

この規程は、平成7年8月15日から施行する。

附則 (平成8年10月28日一部改正)

この規程は、平成8年10月28日から施行する。

附則 (平成9年9月30日一部改正)

この規程は、平成9年9月30日から施行する。

附則 (平成14年3月29日一部改正)

この規程は、平成14年3月29日から施行する。

附則 (平成15年1月21日一部改正)

この規程は、平成15年1月21日から施行する。

附則 (平成16年4月1日一部改正)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則 (平成18年5月29日一部改正)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 (平成19年8月27日一部改正)

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附則 (平成21年5月29日一部改正)

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附則 (平成22年6月4日一部改正)

この規程は、平成22年6月4日から施行する。

附則 (平成24年10月23日一部改正)

この規程は、平成24年10月23日から施行する。

附則 (平成25年3月29日一部改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 (平成25年7月2日一部改正)

この規程は、平成25年7月2日から施行する。

附則 (平成28年7月1日一部改正)

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附則 (平成30年3月27日一部改正)

この規程は、平成30年3月27日から施行する。

附則 (令和元年11月29日一部改正)

この規程は、令和元年11月29日から施行する。

附則 (令和2年10月21日一部改正)

この規程は、令和2年10月21日から施行する。

## 8 北海道災害対策本部運営要領

北海道災害対策本部（以下「本部」という。）の災害応急諸対策活動は、北海道地域防災計画（以下「防災計画」という。）及び北海道災害対策本部運営規程（以下「規程」という。）に定めのあるもののほか、この要領の定めるところである

### 1 本部員会議の運営

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

#### (1) 本部員会議の開催

ア 本部員会議は、本部長が招集するものとする。

イ 本部員は、所掌事務について会議に必要な資料を提出しなければならない。

ウ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

エ 本部員は、会議の開催が必要であると認めるときは、危機管理班長に、その旨を申し出るものとする。

#### (2) 本部員会議の協議事項

ア 災害情報及び被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

イ 市町村長に対する対策指示に関すること。

ウ 政府、公共機関及び他府県に対する応援の要請に関すること。

エ その他災害対策に関する重要な事項

#### (3) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長又は各班長が職員に周知することが必要であると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

### 2 災害対策本部指揮室（以下「指揮室」という。）の運営

(1) 指揮室の設置は、危機管理班から通知するものとする。

(2) 指揮室の体制及び各班の所掌事務は、別表1のとおりとし、原則として本庁舎地下1階危機管理センター（以下「危機管理センター」という。）に設置するものとする。また、地方公共団体及び防災関係機関の職員並びにその他関係者は、統括班の要請等により、指揮室に参集するものとする。

(3) 指揮室が設置された場合の対策班に属する職員は、必要により指揮室の要員を兼ねるものとする。

### 3 本部連絡員

本部の対策活動を円滑に推進するため、本部連絡員を置くものとする。

(1) 本部連絡員は、各班主管課の課長補佐及び主幹、北海道警察本部警備部警備課及び北海道教育庁総務政策局総務課の職員のうちから、各班長の指名する者をもって充てる。

(2) 本部連絡員は、原則として、本部に常駐し、また、指揮室設置時には、指揮室に常駐することとし、災害応急対策について積極的に相互応援を行うとともに、被害状況及び災害応急対策に関する全般の情報及び資料の収集・整備に努めるものとする。

(3) 本部連絡員において措置する事が困難な事項については、速やかに関係課長等に連絡し、その円滑なる処理を図るものとする。

(4) 本部連絡員は、必要により指揮室要員を兼ねるものとする。

### 4 本部、地方本部及び現地本部の所掌事務

(1) 本部各班の所掌事務は、別表2のとおりとする。

(2) 災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）各班の所掌事務は、別表3のとおりとする。

(3) 現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）各班の所掌事務は、別表4のとおりとする。

(4) 本部の各班長及び地方本部長は、所掌事務を処理するため、あらかじめ担当の班員を定め体制を整えておくものとする。

### 5 非常配備体制

#### (1) 配備要員

ア 本部各班の配備要員は、各班長が定めておくものとする。

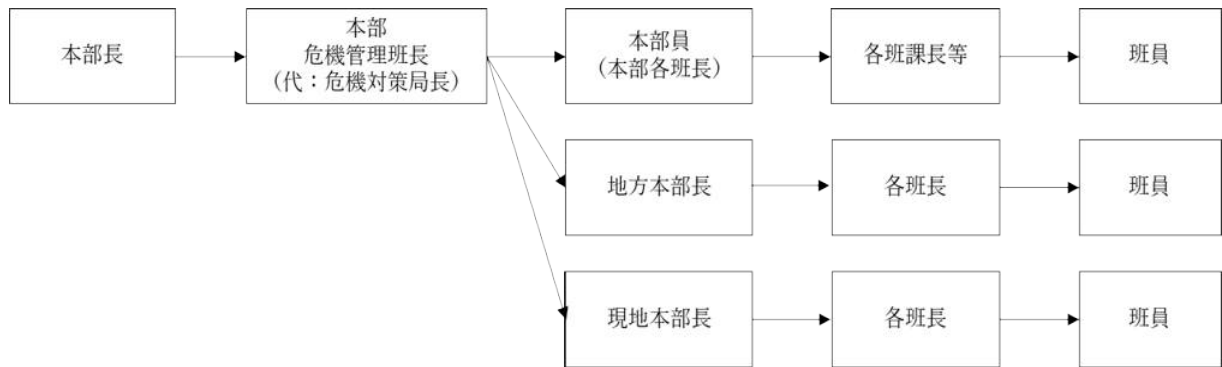
イ 地方本部の各班の配備要員は、地方本部長が地方本部の構成機関の実情に即した方法により、定めておくものとする。

ウ 現地本部の配備要員は、現地本部の職員とする。

#### (2) 配備要員の招集

本部、地方本部及び現地本部の配備要員の招集は、次の方法によって行うものとする。

ア 本部、地方本部及び現地本部の配備要員の招集は、本部長の指示に基づき、危機管理班長が次の順序で行うものとする。



- イ 本部危機管理班長は、本部員、本部各班長、地方本部長及び現地本部長に対し、本部、地方本部及び現地本部の設置を通知するものとする。
- ウ 前項の通知を受けた本部各班長、地方本部長及び現地本部長は、配備要員に対し、当該通知の内容を周知するものとする。
- エ 本部各班長、地方本部長及び現地本部長から周知を受けた配備要員は、直ちに業務につくものとする。
- オ 各班においては、あらかじめ班内の連絡系統を定めておくものとする。

## 6 本部非常配備体制の活動

### (1) 非常配備下における活動の要点

- ア 危機管理班長は、気象情報、対策通報等を各班及び地方本部に伝達するとともに関係機関、地方本部及び現地本部から被災地の情報を収集するものとする。
- イ 関係課長等は、関係先から情報を収集するとともに、危機管理班長からの情報又は連絡に即応して、情勢に対応する措置を講ずるものとする。
- ウ 非常配備につく要員は、各自の所属する課等に待機するものとする。
- エ 非常配備につく要員の人員は、状況により各班長において増減するものとする。
- オ 本部の機能を円滑ならしめるため必要に応じて本部連絡員会議を開催するものとする。
- カ 危機管理班長は、各班長及び北海道防災会議構成機関と相互に連絡を密にして客観情勢を判断し、本部長に報告するものとする。
- キ 各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
  - (ア) 事態の重要性を職員に徹底させ、所要の人員を非常配備につかせるものとする。
  - (イ) 装備、物資、資機材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被災地又は被災予想地へ配備するものとする。
  - (ウ) 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整えるものとする。

## 7 災害情報の収集と対策指示

- (1) 本部各班長は、それぞれの所管事項に関する災害情報及び被害状況を出先機関及び関係機関を通じて収集するとともに、出先機関に対し、被災地の市町村及び災害の発生のおそれのある地域の市町村に対する災害応急対策の指導を指示するものとする。
- (2) 地方本部長は、管内市町村、関係出先機関又は関係機関から災害に関する情報及び情報を受けたときは、速やかに応急対策を講ずるとともに、本部長に報告し、必要により所要の指示を受けるものとする。
- (3) 現地本部長は、災害に関する被災地の情報を収集するとともに、本部長に報告し、必要により所要の指示を受けるものとする。

## 8 被害状況の報告

- (1) 地方本部長は、管内市町村の被害状況及び災害応急対策の実施状況を収集し、本部長に報告するものとする。  
なお、報告に当たっては、総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会の情報を参考とし、不都合のないよう調整するとともに、他の法令等に基づく報告の内容と相違のないよう調整を行うものとする。
- (2) 本部長は、地方本部長から被害状況の報告を受けた場合には、各班長に通知するものとする。
- (3) 関係班長は、法令等に基づきそれぞれの所管事項に関する被害状況の報告を受けた場合は危機管理班長に報告するものとする。  
なお、重要事項については、各班長がその都度、本部長及び危機管理班長に説明するものとする。
- (4) 本部長は、被害状況を取りまとめの上、本部員会議及び北海道防災会議構成機関に連絡するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。
- (5) 危機管理班長は、被害状況及び災害応急対策の実施状況等を報道機関に発表するものとする。

9 標識等

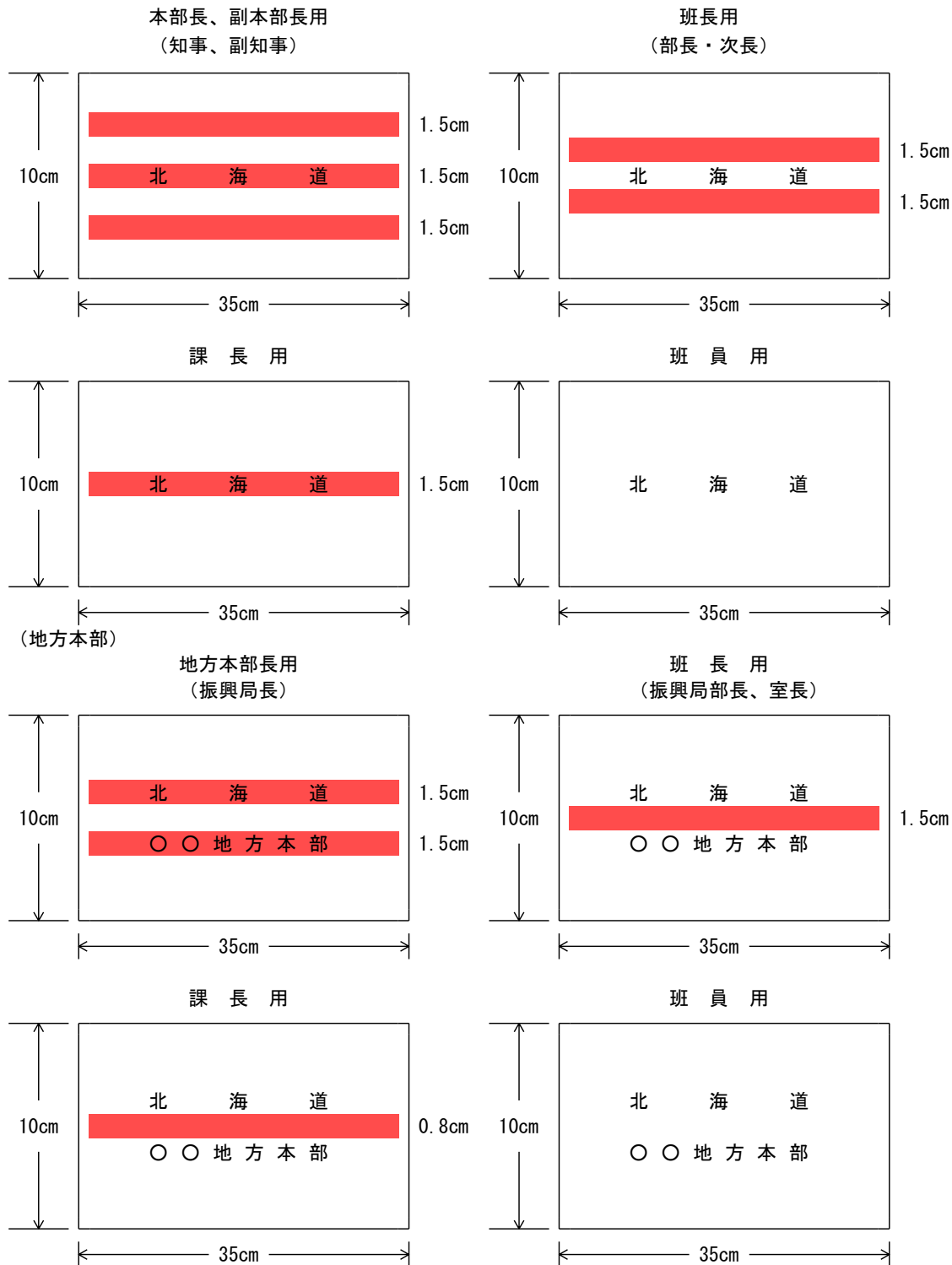
- (1) 本部、地方本部及び現地本部を設置したときは、標示板を掲示するものとする。
- (2) 災害時において、災害応急対策に従事する本部、地方本部及び現地本部の職員は、規則等において別段の定めがあるもののほか、別図の規格による腕章を帯用するものとする。

10 その他

本部、地方本部及び現地本部が設置されない場合の災害応急諸対策活動については、この要領に準じて行うものとする。

[別 図]

1 腕 章  
(本 部)



注) 腕章の地は白、線は赤とする。

## 9 災害対策現地合同本部設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策現地合同本部（以下「現地合同本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、防災機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置するものとする。

2 現地合同本部が設置された場合は、知事は、防災関係機関の長に対し、本部員の派遣を要請するものとする。

3 派遣要請を受けた防災機関の長は、当該機関の役員及び職員のうちから本部員を指名し、現地合同本部に常駐させるものとする。

4 災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部（以下、地方現地合同本部という。）を設置することができるものとする。

5 現地合同本部及び地方現地合同本部（以下、現地本部等という。）には、必要に応じて班を置くことができるものとする。

### (任務)

第3条 現地合同本部等は、次に掲げる事項を相互に協議し、処理するものとする。

(1) 災害に関する情報収集に関すること。

(2) 災害対策の連絡、調整及び実施に関すること。

(3) 被災者の救助・救出方法に係る検討、調整及び実施に関すること。

(4) 被災者の応急措置及び被災者家族等のケアの調整に関すること。

(5) 災害に関する広報及び関係者に対する状況説明の調整に関すること。

(6) その他必要な事項について調整を図ること。

### (現地合同本部の組織)

第4条 現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。

2 現地合同本部の本部長は、北海道の職員のうちから、知事が指名する職員をもって充てる。

3 副本部長及び班長は、本部長が北海道防災会議構成機関と速やかに調整の上、本部員のうちから指名するものをもって充てる。

4 本部員は、知事が北海道の職員のうちから指名したもの及び防災関係機関の長が当該機関の役員及び職員のうちから指名したものをもって充てる。

### (地方現地合同本部の組織)

第5条 地方現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。

2 地方現地合同本部の本部長は、災害発生地域を所管する振興局の職員のうちから、知事が指名する職員をもって充てる。

3 副本部長及び班長は、本部長が振興局地域災害対策連絡協議会構成機関と速やかに調整の上、本部員のうちから指名するものをもって充てる。

4 本部員は、当該地域の振興局長（地方部局長）が指名した職員及び防災関係機関の長が指名した当該地域を所管する出先機関等の役員及び職員をもって充てる。

### (情報伝達系統等)

第6条 現地合同本部等の設置に関する情報伝達系統及び現地合同本部等の業務分担は、別紙のとおりとする。

### (非常災害現地対策本部との連携)

第7条 国の非常災害現地対策本部が設置された際は、これと連携し、一体的に活動するものとする。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、現地合同本部の運営等に関し必要な事項は別に定める。

別表1 北海道災害対策本部指揮室編成表（省略）

別表2 本部事務分担表（省略）

別表3 地方本部事務分担表

班別（所属別）	対策業務
総務班 （石狩振興局地域創 生部）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等の受理伝達及び対策通報に関すること。</li> <li>2 水防警報及び洪水予報の受理及び伝達に関すること。</li> <li>3 被害状況等収集及び報告に関すること。</li> <li>4 地方（連絡）本部の設置・運営に関すること。</li> <li>5 市町村長の実施する応急措置の調整等に関すること。</li> <li>6 指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等に関すること。</li> <li>7 防災通信の運用に関すること。</li> <li>8 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>9 総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。</li> <li>10 災害の記録等に関すること。</li> <li>11 地方（連絡）本部の庶務に関すること。</li> <li>12 災害時における相互応援協定に関すること。</li> <li>13 防災ボランティアの総合調整に関すること。</li> </ol>
保健環境班 （石狩振興局保健環 境部）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の応急医療の確保に関すること。</li> <li>2 被災地の給水計画及び水道施設復旧の指導に関すること。</li> <li>3 被災地の防疫の実施指導に関すること。</li> <li>4 被災地の感染症の予防に関すること。</li> <li>5 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関すること。</li> <li>6 被災者の保健衛生指導に関すること。</li> <li>7 被災地の医療品及び衛生材料等の需給に関すること。</li> <li>8 災害救助法の適用区域の指定及び救助実施の指導に関すること。</li> <li>9 災害救助法等に基づく従事命令等の行使に関すること。</li> <li>10 社会福祉協議会を通じた福祉救援ボランティア等との調整・支援に関すること。</li> <li>11 被災地の廃棄物処理の調整・支援に関すること。</li> <li>12 災害時要援護者対策に関すること。</li> <li>13 被災に伴う環境の監視及び公害対策の指導に関すること。</li> <li>14 飼養動物の収容調整に関すること。</li> </ol>
産業経済班 （石狩振興局産業振 興部）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の応急食糧の供給に関すること。</li> <li>2 災害時の生活必需品その他物資の供給に関すること。</li> <li>3 災害応急対策資材等の需給に関すること。</li> <li>4 被災地の家畜管理指導等及び飼料の需給に関すること。</li> <li>5 被災地の病虫害の防除に関すること。</li> <li>6 被災地の農作物種苗等生産資材の需給に関すること。</li> <li>7 被災各種産業の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。</li> </ol>
土木技術班 （空知総合振興局建 設管理部）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防の技術指導に関すること。</li> <li>2 災害時の関係河川の水位、雨量及びダム放流の情報収集及び報告に関すること。</li> <li>3 災害時のダム操作の適正な実施に関すること。</li> <li>4 災害時の関係公共土木被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。</li> <li>5 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。</li> </ol>
協力班 （その他の地方部 局）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防及び災害応急対策実施のための応援等に関すること。</li> </ol>

上記各班の対策業務のほか、本部各班の関連対策業務を処理するものとする。

別表4 現地本部所掌事務分担表

班別	対策業務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況や被災地の対応状況の把握及びこれらに関する情報の災害対策本部等への伝達に関する事。</li> <li>2 被災者の救助・救出に係る市町村や防災関係機関との調整に関する事。</li> <li>3 被災地からの要望の把握、要望事項の災害対策本部への報告に関する事。</li> <li>4 現地本部員会議、関係災害対策本部調整会議等の実施に関する事。</li> <li>5 防災無線、ネットワーク等通信の確保に関する事。</li> <li>6 調査団等の現地調査等に係る連絡調整に関する事。</li> <li>7 その他現地災害対策本部の役割を果たすために必要な事務に関する事。</li> </ol>
広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の救助・救出に係る広報や住民等への情報提供に関する事。</li> <li>2 報道対応及び広報に関する関係機関との調整に関する事。</li> </ol>
保健医療班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 傷病者搬送（トリアージ）の調整に関する事。</li> <li>2 医療救護班活動の支援及び地元病院等関係機関との調整に関する事。</li> <li>3 防疫対策の指導に関する事。</li> </ol>
生活福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資、災害救助法に係る調整に関する事。</li> <li>2 避難所、仮設住宅、飼養動物等の調整、支援に関する事。</li> <li>3 社会福祉協議会、ボランティア等の調整、支援に関する事。</li> </ol>
産業班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業、商工業に関する被害状況等の把握に関する事。</li> <li>2 農林水産業、商工業に係る応急対策の調整、指導、実施に関する事。</li> </ol>
建設土木班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管の公共土木施設等に関する被害状況等の把握に関する事。</li> <li>2 所管の公共土木施設等に係る応急対策の調整、実施に関する事。</li> <li>3 被災地の交通情報の把握及び所管交通路の確保に関する事。</li> </ol>

## 10 北海道事務決裁規定（抜粋）

### 別表第4（第8条関係）

#### 振興局長専決事項

#### 本庁総務部の分掌事項

### 3 災害対策基本法の施行に関する事務

- (1) 第60条第4項の規定に基づき、市町村長からの報告を受理すること。
- (2) 第60条第6項の規定に基づき、市町村長が実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施すること。
- (3) 第61条の2後段の規定に基づき、市町村長に対し必要な助言をすること。
- (4) 第68条の規定に基づき、市町村長等からの要求又は要請に応じて、応援又は災害応急対策を実施すること。
- (5) 第70条第1項及び第3項の規定に基づき、法令又は地域防災計画の定めるところにより、応急措置を実施し、及び指定行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めること。
- (6) 第71条第1項の規定に基づき、従事命令等を発し、施設、物資等を管理し、使用し、若しくは収用し、又は立入検査させ、若しくは報告を求めること。
- (7) 第72条第1項の規定に基づき、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示すること。
- (8) 第72条第2項の規定に基づき、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めること。
- (9) 第73条第1項の規定に基づき、市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施すること。
- (10) 第81条第1項の規定に基づき、公用令書を交付すること。
- (11) 第86条の14第1項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請すること。
- (12) 第86条の14第2項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示すること。
- (13) 第86条の18第1項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を要請すること。
- (14) 第86条の18第2項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示すること。
- (15) 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この項において「施行令」という。）第33条第1項の規定に基づき、災害応急対策を実施する車両についての確認を行うこと。
- (16) 施行令第33条第2項の規定に基づき、標章及び証明書を交付すること。

### 4 災害救助法の施行に関する事務

- (1) 第7条第1項の規定に基づき、医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させること。
- (2) 第8条の規定に基づき、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させること。
- (3) 第9条第1項の規定に基づき、施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。

### 5 自衛隊法（昭和29年法律第165号）の施行に関する事務

- (1) 第83条第1項の規定に基づき、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請すること。

### 6 水防法の施行に関する事務

- (1) 第30条の規定に基づき、水防上の緊急措置を指示すること。
- (2) 第48条の規定に基づき、水防管理団体に対し、勧告し、又は助言すること。
- (3) 第49条第1項の規定に基づき、資料の提出を命じ、又は必要な土地に立ち入らせること。

## 石狩振興局地域災害対策要綱

昭和 40 年 3 月	制定
昭和 46 年 3 月	一部修正
昭和 48 年 3 月	一部修正
昭和 59 年 3 月	全面修正
平成元年 3 月	全面修正
平成 11 年 3 月	全面修正
平成 15 年 3 月	一部修正
平成 19 年 12 月	一部修正
平成 22 年 12 月	一部修正
平成 25 年 2 月	全面修正
平成 26 年 12 月	一部修正
令和 2 年 12 月	一部修正
令和 5 年 9 月	全面修正
令和 6 年 6 月	一部修正
令和 7 年 3 月	一部修正

発行 令和 7 年 3 月  
北海道石狩振興局  
(地域創生部危機対策室)

〒060-8558  
札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館  
電話 011-231-4111・204-5818(内線 34-328)